

砥 部 町 議 会
令 和 5 年 第 3 回 定 例 会
会 議 録

令和5年第3回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月7日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和5年9月7日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 戸籍税務課長 古川雅志 保険健康課長 岩田恵子 介護福祉課長 堀潤一郎 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 白形大伸 上下水道課長 松田博之 会計管理者 田邊敏之 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 伊達定真 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 5 番 柿本正 6 番 東勝一			
傍 聴 者	7人			

令和5年第3回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

・散 会

令和5年第3回砥部町議会定例会

令和5年9月7日（木）

午前9時30分開会

○議長（三谷喜好） ただいまから、令和5年第3回砥部町議会定例会を開会いたします。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和5年第3回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、残暑厳しい折、また公私ともに何かとお忙しい中、町政運営に関わる重要案件を御審議賜り、厚く御礼を申し上げます。また、先般開催されました関東砥部会の発足式にあたりましては、三谷議長様をはじめ代表議員の方々に御出席をいただき、誠にありがとうございました。念願であった同会の発足は、会員の皆様との絆を深めるとともに、本町の更なる魅力向上につながるものと確信しており、引き続き、議員の皆様の御支援、御協力をお願いします。さて、12年前の東日本大震災により、原子力発電の安全神話が崩れて以降、復興が進む中であって、大きな課題とされていた処理水の海洋放出が、先月24日から開始をされました。国際機関から承認を得たとはいえ、周辺住民や漁業関係者の懸念は大きく、政府は、安全と透明性を確保した放出管理とともに、国内外への理解促進に引き続き努める必要があります。今月1日には、1923年の関東大震災から100年目を迎えたわけですが、巨大地震をはじめ、豪雨災害、未知のウイルスの流行など自然の脅威に対し、我々は、犠牲と長期にわたる復興への道のりを経験をしてきました。自然を前に、時に無力さを痛感しながら、それらの経験を基に、災害に対する備えや被災後の初動の在り方によって、被害を最小限に抑える術も学んできたと言えます。安全を過信することなく、謙虚な姿勢で自然と向き合い、想定外を前提に、人命と財産を守るための努力を惜しんではないと改めて感じております。そのような中、新型コロナウイルス関係につきましては、5類移行から4カ月、大きな混乱はなく現在に至っております。この間、お盆による帰省や夏祭りイベントの開催など、第9波が心配される状況もありましたが、人流が増加する諸行事が続く中で、感染が抑制されたことは、拡大と減退を繰り返しながら未知のウイルスと向き合ってきた結果であろうと思っております。子供たちも、久しぶりに行動制限のない夏休みを満喫できたのではないかと思います。コロナウイルスは消滅したわけではなく、今なお我々の身近に存在することを忘れてはなりません。我々行政は、引き続き地域住民の安全と安心を守るべく、予断を排し、ワクチン接種の推奨など感染対策に取り組むとともに、近く発生が予想される南海トラフ巨大地震、異常気象による頻発する豪雨災害など、自然災害への備えに万全を期してまいります。それでは、本定例会に提案をさせていただきます議案につきまして申し上げます。専決処分に関する承認及び報告各1件、財政に関する報告が1件、教育委員会点検評価に関する報告が1件、工事請負契約の締結に関する議案が1件、条例改正に関する議案が5件、補正予算に関する議案が6件、水道事業会計剰余金の処分に関する議案が1件、令和4年度会計の決算認定が8件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶

捗とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷喜好） これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番柿本正議員、6番東勝一議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（三谷喜好） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る8月30日の開催の議会運営委員会において、本日から15日までの9日間としております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から15日までの9日間に決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三谷喜好） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので御報告申し上げます。次に、監査委員より、7月末の例月現金出納検査については、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（三谷喜好） 日程第4、行政報告を行います。本件について、重要な事項を報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和5年6月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りの行政報告を御覧ください。総務課。（1）6月5日から8月7日までの落札の状況でございます。入札件数42件、設計総額6億995万9,000円。落札総額5億5,073万7,000円、落札率90.3%。内訳につきましては、御覧のとおりです。（2）長年にわたり地方自治の振興発展に尽力したとして、高齢者叙勲「旭日単光章」を次の方々が受賞されました。受賞者及び功績は、御覧のとおりでございます。（3）交通安全対策を積極的に行い、交通死亡事故の発生を長期600日にわたり抑制したことが評価され、7月18日、県庁で交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長の県知事から、交通安全対策優良市町表彰を受けました。商工観光課。8月23日から昨日までの15日間、東京都渋谷区のギャラリーで、砥部焼をはじめ、町産品

の販売を行うアンテナショップを開催し、期間中、速報値で前年度を 300 人余り上回る 1,575 人の来場がありました。オープン初日は、レセプションと合わせ、関東在住の砥部町出身者らでつくる関東砥部会の発足式が開催され、今後の活動などについて意見交換を行いました。2 ページをお願いします。保険健康課。(1) 8 月末時点の新型コロナワクチン接種実績です。接種回数ごとの接種者数、接種率は、御覧のとおりです。(2) 電気・ガス・食料品等価格高騰対策支援として、町内の医療機関に対し、医療機関等物価高騰対策支援金を給付しました。詳細は、御覧のとおりです。介護福祉課。(1) 電気・ガス・食料品等価格高騰対策支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円の価格高騰重点支援給付金を支給しました。詳細は、御覧のとおりです。(2) 電気・ガス・食料品等価格高騰対策支援として、町内の高齢者福祉施設等に対し、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金を給付いたしました。詳細は、御覧のとおりです。(3) 8 月 18 日、中央公民館講堂で町主催の戦没者追悼式を開催し、遺族会員など 60 人の参加がありました。3 ページをお願いします。子育て支援課。電気・ガス・食料品等の価格高騰対策支援として、住民税非課税世帯などの 18 歳以下の児童などを養育する世帯に対し、児童 1 人当たり 5 万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。詳細は、御覧のとおりでございます。上下水道課。主要工事の進捗状況、8 月末時点。水道事業関係、令和 5 年度現年分。上水道第 7 配水池造成工事(1 期)、進捗率 10%。以上で、行政報告を終わります。

○議長(三谷喜好) 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第 5 一般質問

○議長(三谷喜好) 日程第 5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめ質問されますよう、議員各位の御協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、その旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。1 番高橋久美議員。

○1 番(高橋久美) 1 番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2 点質問させていただきます。1 点目です。小中学校の体育館にもエアコンを。子供を熱中症から守るため、公明党では、公立小中学校の普通教室へのエアコン整備を推進しており、文科省の資料によると、昨年 9 月時点で、95.7%の設置率となりました。一方で、災害時には、住民の避難所となる体育館の設置率は 11.9%にとどまっており、自治体が導入をためらう背景には、多額の財政負担があると思われます。先進自治体では、財源として指定避難所となっている学校体育館のエアコン設置費用にも利用できる総務省の緊急防災・減災事業債を活用している事例があり、有利な地方債を活用することで、元利償還金の 70%は国からの地方交付税が措置され、自治体の実質的な負担は 30%で済みます。自治体による公立小中学校体育館へのエアコン設置に対しては、文科省も補助制度を設けており、今年度からは国庫補助率を従来の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げています。また、補助対象経費には、エアコン

の設置に加え、屋根や床、壁などの断熱工事も含まれており、光熱費の負担低減も期待できます。補助率の引上げについては、2025年度まで続く見通しで、文科省も事業を活用したエアコン設置を推進しています。学校体育館は、災害時の避難所としてだけではなく、平常時はスポーツ少年団や地域スポーツの活動拠点にもなっています。猛暑や豪雨災害は、近年増加傾向にあり、子供たちや住民の命を守る観点からも、エアコン設置の必要性は高まっていると考えますが、国の支援制度を活用した体育館へのエアコン設置について、町長の御所見をお伺いいたします。2点目です。災害時のペット同室避難を。東日本大震災後の2013年、環境省は、飼い主が避難所までペットと同行避難するガイドラインを発表しましたが、避難所の受入体制には地域差があり、周知が行き渡っていないため、飼い主が同行避難をためらうケースも少なくありません。現在は、室内で犬や猫など多種多様なペットを飼う家庭も増えており、身近な存在であるペットは、家族の一員であり心の支えという人も多いのではないのでしょうか。被災地では、ペットを連れた被災者が、周囲への遠慮から避難所での生活を避け、車中泊や損壊した自宅にとどまって逃げ遅れたケース、仕方なく置いてきたペットが気になり自宅に戻ったところ、二次災害に遭われたケースもありました。災害時の避難所においては、動物の鳴き声や臭い、アレルギーなどの問題から同室避難が叶わず、飼い主とペットで別々に分かれて過ごすことが多いと推察されますが、ペットをケージに入れて避難させ、同伴者専用のスペースを確保することも対策の一つと考えます。そこで、人間と家族であるペットの大切な命を守るため、以下3点を提案いたします。①ペット同伴者専用の避難所、避難スペース、土足可能な場所の設置。②ペット同伴の避難訓練の実施、周知のための事前訓練です。③災害に備えた飼い犬のしつけ方教室、避難所でのトラブル防止です。これは、ドッグトレーナーによるリードの使用法やケージへの誘導、犬の落ち着かせ方などのトレーニングの指導となります。以上、町長の御所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員の御質問にお答えします。はじめに、小中学校の体育館にもエアコンをとの御質問ですが、近年の猛暑の状況などから、子供たちの熱中症対策はもとより、避難所機能を有する体育館へのエアコン整備の重要性は認識をしております。しかしながら、議員御指摘のとおり、断熱性能の低い体育館へのエアコン導入は多額の経費を要し、維持管理費等も考慮した場合、補助制度などを活用しても即座に取り組むことは困難であると考えております。厳しい財政状況を踏まえ、優先順位を定めて各種施策を進める中で、大規模改修が一段落した学校施設は、トイレ洋式化に着手したところであり、体育館へのエアコン導入につきましては、他市町の動向を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。次に、災害時のペット同室避難をとの質問でございますが、ペットも家族の一員との認識が一般的になる中、ふだんと異なる避難生活において、ペットとともに過ごせる環境が、飼い主の心の安定につながると考えられ、本町においても、砥部地域の小学校とひろた交流センターでペットと一緒に避難する同行避難を可能としています。しかしながら、不特定の避難者が集まる施設内では、アレルギーや鳴き声などを考慮し、建物内へ連れ込むこ

とは原則不可としておりますので、御理解をいただきたいと思います。その上で、御質問の1点目、ペット同伴者専用の避難所、避難スペースの設置につきましては、施設に別棟の倉庫があるなど収容能力に余裕がある場合は居室以外に専用スペースを設けることも可能ですが、避難所の大半は学校や集会所などであり、専用スペースの確保は難しいものと考えています。次に、2点目のペット同伴の避難訓練の実施ですが、避難所におけるペット防災に関する取組を円滑に進めるためには、受入体制について事前の検討が必要であると考えております。将来的な訓練実施に先立ち、まずは町独自のマニュアル策定に取り組んでまいります。最後に、3点目の災害に備えた飼い犬のしつけ方教室でございますが、基本的なしつけは飼い主の責任であると考えます。県動物愛護センターでは、しつけ方講座など動物に関する相談を受け付けておりますので、広報などで利用を周知するとともに、町といたしましても、災害時のペットに関する知識や危機管理能力を習得する民間資格などについて、調査研究してまいりたいと考えております。以上で、高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 1問目ですが、厳しい財政状況と優先順位があることは当然のことであると思っております。ただ、体育館は、子供たちや地域に住む方々が利用する施設でもあり、様々な事態を想定して準備を万端にしておかなければならないと考えます。一見ぜいたくで、費用がかかると後回しにしがちなことほど、計画的に取り組む必要があると思います。第2期の砥部町の子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で終了すると思いますが、次の第3期の事業計画の前にニーズ調査をすると思いますけれども、これが、令和7年から11年と前伺いました。このニーズ調査の折に、部活動時の熱中症対策の一環として、体育館のエアコン設置の御要望、これを入れていただくことはできますでしょうか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） アンケートにつきましては、担当課と十分協議をして、可能かどうか検討してまいります。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） ありがとうございます。子育てのがメインになると思うんですけれども、ふだん使うのは子供たちだと思いますので、一番快適な学生生活を送れるよう整えていただけたら幸いです。また、今後部活動の地域移行も進んでまいります。子供たちや先生、指導者の健康を守り、環境整備をすることで部活動のパフォーマンスが向上し、成績も上がるのではないかと思います。災害時にも安心して避難できるように、各種の補助金や、これ、リース契約などもあると見たんですけれども、活用して早期に実現していただきますよう要望いたします。次に、災害時のペット同室避難についてですが、先ほどのお答えでは、旧の砥部地域の小学校と広田の交流センターは同行避難が可能だと伺いました。ただ、建物にはいろんなアレルギーとか臭い、鳴き声の気になる方がおられて入れないというお答えだったと思うんですが、これ、同行避難と同室・同伴避難というのは分かれておりまして、同行避難は、ペットとともに避難できるが飼い主とは別々に安全な場所で過ごすこと、同伴や

同室避難というのは、ペットと寝起きをともにすることです。指定避難所では、どちらも許可されている自治体は、様々な理由から少ないと聞いております。ペット同伴専用の避難所のスペースとかですが、学校や集会所では難しいとのことですが、ペットを連れて車で避難してくる飼い主さんのために、車中泊専用のスペースを駐車場に設ける方法もあると思います。エコノミークラス症候群に気をつけて人は避難所に収容し、ペットは車中が避難所になりますが、ケージに入れて避難となると思うんですけれども、このような仮避難場のような設置は可能なのでしょうか。お伺いたします。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。先ほど、同行と同伴の避難ということでございましたが、まず、現在は砥部町の方では、同行避難については可能としており、同伴という同室等での避難は、場所の関係であるとか人材の関係等も含めて、現在のところは対応ができていない状況でございます。また、先ほどの車で移動、避難をされた場合のエリアの確保等についてでございますが、今後、ペットとの避難に関するガイドライン、マニュアル、先ほど町長の方が答弁を申し上げましたが、マニュアルの策定を今後検討しておりますので、その中で考えてまいりたいと思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 検討していただきありがとうございます。期待しております。ペット同伴の避難訓練なんですけれども、訓練の実施に先立ち、町独自のマニュアルを作られると今おっしゃられましたが、県の愛護センターのほか町内にも民間の動物病院やドッグカフェがありますけれども、動物の特性や扱い方などマニュアル作成や災害時の御協力も想定できるかと思います。そのようなお考えはありますでしょうか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員さんの御質問にお答えします。今、ペットを大切に思っておる方がおるということについては認識はしておりますけれども、やはり私が考えますのは、やっぱり人間の、我々は住民の皆様方の安全安心を守ることが一番だというふうにも思っておりますので、それをしっかりとやっていくことが行政の責任であろうというふうにも思っておりますので、ペットにつきましては先ほど総務課長も答えましたように、マニュアルの中で検討はするというふうなことではございますけれども、しつけであったり、そういったことについては、私は住民の方が優先だろうというふうに思っております。以上です。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 当然しつけは、飼われる方の責任であると思います。くしくも今、役場のロビーで県の愛護センターの展示がしておられます。とてもよい内容で、私も昨日読ませていただきました。ふだんより備えておくことが災害時に役立ちますので、様々な方法でいろいろなペットの件を周知していただきたいなと願っております。また、広報で御紹介されている町内の防災士の方々の御協力も大きいと思います。私も防災士の1人として、皆様のためにお役に立ってまいりたいと考えております。以上で、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 高橋久美議員の質問を終わります。2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 2番日野恵司でございます。本日、2問の質問をさせていただきます。まず1番目は、本町におけるインボイス制度の影響はということでございます。来月の10月1日から、インボイス制度、適格請求書等保存方式が始まります。そもそも、なぜこの制度を導入する背景になったかといいますと、国が2019年10月に10%への消費税引き上げを行うとともに、生活必需品である食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率制度を導入をいたしました。それに伴い、国は8%と10%の複数税率制度での適正な課税を行うため、今回のインボイス制度の導入がするものと認識をしております。しかし、この制度実施により、これまで消費税の納入を免除されてきた年間売上げ1,000万以下の小規模事業者、あるいはフリーランスの方にとっては、新たな税負担がのしかかることになります。免税事業者のままでは、課税業者が消費税の仕入税額控除を行うために必要な適格請求書等の発行ができず、仕入税額控除を行いたい発注業者や元請からの仕事が受けられなくなることや、値引きの可能性も指摘をされております。このままでは、コロナ禍や円安、物価高騰で疲弊してる経済をさらに冷え込ませる要因になりかねないと考えております。制度開始により、中小企業や個人事業主の廃業増加も懸念されるところから、このインボイス制度が本町に及ぼす影響をどのように認識しているのか、町長の御所見をお願いしたいと思います。2問目の質問でございます。自転車用ヘルメットの購入費補助についてでございます。本年4月1日より改正されました道路交通法施行に伴い、年齢を問わず自転車に乗る全ての人を対象にヘルメット着用が努力義務化されております。これまでも、13歳未満の児童や幼児に限定して努力義務化されていましたが、通学時の自転車に乗る機会が増える中学生、高校生の事故が突出して高かったことから、講じられた措置でございます。交通事故の被害を軽減するためには、最優先で頭部を守ることが大重要でございます。特に高齢者の事故は、大けがにつながりやすく、場合によっては介護が必要な状態になるかもしれません。これらを踏まえ、事故率の高い中高生や、重症化しやすい高齢者へのヘルメット購入費を補助してはどうかと考えますが、あわせて町長の御所見をお願いしたいと思います。以上2問、よろしくお願いをいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員の御質問にお答えします。はじめに、本町におけるインボイス制度の影響はとの御質問ですが、議員も御承知のとおり、当該制度は、取引における正確な消費税額と税率を把握するとともに、課税事業者と免税事業者間での不公平感を改善することを目的として導入されるものです。インボイス発行事業者としての登録は任意とされているものの、一部取引先から登録を求められる場合もあり、中小事業者の経済活動に影響が出ることは承知しておりますが、売上税額の8割を差し引いて消費税を納入することができる2割特例をはじめ、負担軽減措置も数年間実施をされます。また、免税事業者間での取引や、農協などへの委託販売については発行が免除されており、商工会とも情報を共有しておりますが、本町においては、直ちに廃業に至るようなケースはなく、影響は限定的であると

いうふうに考えております。引き続き、商工会や関係団体と連携のうえ、影響を注視していきたいというふうに考えております。次に、自転車用ヘルメットの購入費補助についてのご質問ですが、自転車事故による被害を軽減するため、ヘルメットの着用が有効であることは議員御指摘のとおりであり、警察による事故統計の結果からも明らかとなっております。先行していた県条例から10年を経て、このたび道路交通法が改正され、年齢を問わず全ての人の着用が全国一律に努力義務化されましたが、これにより、ヘルメットは個々の責任において購入し、着用すべきものとされたと受け止めております。本町におきましては、4月より、高齢者の運転免許自主返納に際し、ヘルメットや自転車の購入助成を行っているところですが、今回の法改正をもって購入費の補助を行うことは、現時点では考えておりません。引き続き、学校における交通安全教育を徹底するとともに、広報紙等により住民に対し着用効果の周知を行い、着用率の向上と重大事故の防止に取り組みながら、他市町の動向も踏まえながら検討をしてみたいというふうに考えております。以上で、日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。今のところ、大きな問題はないのではないかなというふうなことでございますけれども、今、本町の方で取引をされてる、この入札も含めて全部でございしますが、取引をされてる業者は何社ぐらいあるのか。それと、そのうちの業者のうち、課税事業者と免税事業者の数はおおよそどのぐらいなのか。この点、最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えをいたします。本町におきます現在指名願が出ている事業所は895社ございます。そのうち、何事業者が免税事業者であるかという把握はできておりません。ただ、砥部町におきましては、今後も免税業者、課税業者関係なく取引を行っていく考えがございますので、そちらの方を改めて調査する必要性も考えてはおりませんので、御理解いただけたらと思います。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） 今までどおり不利益にならないような状況での取引はするということでございますので、非常に安心をしておりますが、自治体においても、このインボイス制度というのはもう例外ではございまして、一般会計の場合には、消費税法第60条におきまして、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額とが同額ということを目安することから、常に納付額はゼロであるということでございます。登録業者になったとしても、一般会計の場合は消費税はもうゼロということでございます。この一般会計以外にですね、本町におきまして登録業者、いわゆる番号ですね、番号を持ってる場所はどのぐらい、どういうところがあるのか。この点、2番目に御質問したいと思います。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えをいたします。本町の

方で適格請求書発行事業者として登録をしているものは、日野議員さん御指摘の一般会計、それと国民健康保険特別会計、とべ温泉特別会計、とべの館特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の6つで登録しております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） 一般会計を除けば、動物園の中にあるとべの館、あるいはその国保診療所、広田のですね、そこのとべ温泉、上下水道と。こういうところが、登録番号を受けてということですね。先ほど総務課長のお話の中で、こういうところに例えば納入されてる業者、免税事業者、もちろん多いと思いますけれども、こういうところにとっても、その値引きをしたりですね、あるいはちょっとこの排除するようなことについては、一切ないということと言われておりましたので安心はしております。その関係で、実はなぜこういう質問をしたかといいますと、その内容がですね、総務省の方から2022年の6月の20日時点で、都道府県に対してインボイス制度の対応に係る留意事項というところで、地方公共団体に対して、売手としてインボイス発行を求める通知をしております。この通知を受けてですね、一部の市の方のホームページで、インボイスの登録のない場合、水道局及び水道室発注の工事等についての受注ができなくなりますよと。こういうふうなものをですね、総務省のそういう通達の中で理解をした市があげたと。これがちょっときっかけになってですね、また、総務省の方からそれはその的確ではないというふうなことの、また通知がですね来ておまして、そういうことから、本町においてもそういうことがあってはならんなということで、お尋ねをしたわけでございます。それからもう一つ、この制度の導入というのはですね、先ほど本文の中でも申しましたように、フリーランスの方の影響が非常に大きいというふうなことが言われております。特に、もう去年もかなりこの問題は指摘されてるような内容で、国の方もですね、あるわけですが、シルバーセンターのですね、特に影響を受けるんじゃないかというふうなことが言われております。会員さんが、いわゆる請負というふうなことの位置付けになっております関係から、会員さんは免税事業者になる。今、約砥部のシルバーセンターの方でも、220名ぐらいの会員さんいらっしゃいますが、そういう方々がですね、消費税を払わなくてはいけなくなるということになります。先ほど町長が言われたみたいに、最初の3年は8%免除しますよと。2%は本人が負担する。あとの3年については5%負担します。6年後には全額負担する。こういうことになるようでございますが、そうすると、この会員さんがですね、年代的なものもあるかもしれませんが、そういう消費税を払わないかんということになりますと、登録しなくなる可能性もあるのではないかと。あるいは現在勤めてる方もですね、こんなにいるのかというふうなことで退会される方もいらっしゃるんじゃないかというふうなことも懸念されます。先日、シルバーセンターの総会がございましたですけども、あそこの位置付けといいますのは、非常に砥部町にとっても重要な位置付けの仕事を担っているところには間違いのないわけございまして、そういうところが6年後、あるいは10年後になるかもしれませんが、もう活動そのものが滞ってしまうようなことになりかねないんじゃないかということが一番懸念をしております。ちょっとお話を聞きに行ったところではですね、国の方のある試算ではございますけれ

ども、220 億円ぐらい、このシルバーセンターが 10%することによって、費用が、消費税が発生する。1 センター当たり約 1,500 万ぐらいのですね、負担増になると。その話を聞いて、ちょっと砥部のシルバーセンターの方にお聞きしたらですね、あそこで実質その軽減措置がないという前提の話、10%払うということですと、1,300 万ぐらい年間費用は払うことになるというふうなことを言われております。ですから、2%、5%のところは何とか持ちこたえと。しかし、10%になったときには、非常に厳しい状況になりますよというようなことを懸念をしておりました。そういうことからしますと、今現在、砥部町の方からシルバーセンターの方にですね、補助金 70 万の補助金をされておりますけれども、この金額をもっと増やすことはできないんだろうかというふうなことを思うんですけれども、その点いかなものですか。お答え願えたらと思いますが…。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの御質問でございますけれども、シルバー人材センターに対する影響ということで、今の時点でどういう、今、日野議員さん言われましたように 1,300 万払っておって、それが大変なことになるだろうというところで、その今の補助金の増額につきましては、まだ今の時点でどうこうということございませんけれども、十分このインボイス制度の影響がどういうふうな形で出てくるかというところで、シルバー人材センター、砥部町においては必要な施設であるというふうに十分認識をしておりますので、その時点までに十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2 番（日野恵司） ありがとうございます。十分中身をですね、検討していただいて、いい方向に進むようお願いをしたらと思いますが、ちなみに今もですね、一応その発注元に対して少し上げてくれんかと、金額をですね、いうふうなお願いをしたりということは努力としてやってるそうでございます。でも、なかなかその値上げの要請を、ほなすんなり受け入れてる発注元はそうはありませんで、ただ、厚生労働省の方からも何か通達か何かでですね、自治体が発注してる仕事内容については値上げをなささいというふうな内容のものが来とるようでございますけども、砥部のシルバーセンター自体の発注の率からいきますと、自治体の方は約 1 割ぐらいだそうです。あとの 9 割は、もう民間のところで仕事を受けてるというふうな状況ですから、多少こちらの 1 割のところが値上げしても、そなに大きくですね、状況が変わるようなものではないというふうなことでございますので、先ほど町長が言われたような内容で、ぜひ御検討のほどお願いしたいというふうに思っております。それから、2 番目の質問でございます。自転車用ヘルメットの購入補助についてということでございますが、ヘルメットを着けてすればですね、非常にいいということは、もう誰が思っても同じことでございますが、愛媛県の場合は 10 年前にちょっと不幸な出来事がございましてですね、高校生の方が 2 名お亡くなりになるというふうな事態がありましたので、県の方は急遽ですね、費用を準備いたしまして、3 万人の高校生に無償でヘルメットを配ったということがございます。その 1 年後、その 1 年後も上限 1,000 円を補助にですね、ヘルメットの補助をしておるようでございますが、それ以降はどうもないようでございます。ここに事故の

発生状況というものなんですけれども、これは愛媛県警の事故の発生状況の数値でございますが、令和4年12月末現在の数値でございますが、全事故に占める自転車乗用中の事故ということで、全事故が2,132件、死亡44件、けがが2,355人の中ですね、自転車の占める件数といいますのは2,132のうち461件は自転車事故だということで、お亡くなりになった方も5人いらっしゃる。けがが453と。率からいうと21.6%。これが、全体からして多いのか少ないのかちょっと分かりませんが、自転車事故の場合はですね、このぐらいの割合を全体のある程度占めてるということです。先ほど言いましたように、愛媛県の方は2013年7月1日付けで、愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例というのがございまして、その中で、一応もう高校生については義務化ということでなっております。砥部中なんかも義務化でヘルメットは全てかぶっておりますが、今、今回の改正というのは、全ての人に対してヘルメット着用が努力義務化ということでございますので、そういうところで、そういう人たちのも含めてヘルメットの補助をしてはどうかということでございましたけれども、今のところは個人で購入していただきたいというふうなことでございますので、そういう事故が多いということだけについては、もう御理解をいただいております。特に自転車事故の場合は、そん中で最も多いのがですね、出会い頭。自転車がボーンと出て、車がバツと当たる、そういう出会い頭というのが、一番可能性としては多いようでございます。これも県警の数値でございますけれども、全体の約461件のうちの出会い頭というのは、266件を占めてるということでございます。それと、当事者発生状況でございますけれども、これは、小学生が28、中学生が32、高校生75、高齢者109、全体が410ということで、圧倒的に高齢者が多いということでございます。したがって、高齢者も含めてヘルメットをとということでお願いをしたんですけども、ただ、これ今治市なんかはですね、65歳以上でヘルメットの購入費上限3,000円をめどにですね、来年のこれ、日にちが指定があったと思いますけれども、補助しますよということで、今治市は取り組んでおるようでございます。そういったのも参考に、ぜひ前向きに検討していただいたらというふうに思っております。それから、先ほど言われた、いわゆる小学生、中学生、高校生はちょっと指導できるかどうか分かりませんが、町内の例えば小学校、あるいは中学校、こういったところで、自転車ですね、安全運転の研修といいますか、教育といいますか、指導といいますか、こういうものは年に何回ぐらいやられてるか、ちょっと教育長の方にお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。細かなところまでは把握してございませんけれども、年に2回はですね、少なくとも実施をしているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） 年に2回されてるということでございますが、こういうものは本当に自分の自覚といいますか、そういうものは注意すれば防げるものだというふうに思っておりますので、そういう指導も含めて、小学校、中学校でぜひ今後ともですね、引き続いてお願いをしたいと。さらに、先ほど高齢者の方の事故が多いというふうなことを言いましたけれ

ども、これも広報とかそこら辺も含めてですね、注意をしていただくようにぜひお願いしたいと思いますし、何らかの教室等があればですね、そういうところも含めてヘルメット着用と、往々にして運転免許を持ってる人がですね、自転車に乗る可能性がなかなかないんですね。先ほど、本町でも車の免許証を返納したときに、自転車とか、あるいはヘルメットの補助金しますよというふうなことですけども、なかなか私も含めてですけども、高齢者がですね、ヘルメットかぶって自転車でこうしよるとなかなか見受けられないんですね。ですから、やっぱりその高齢者の方が意識は低いと思いますので、ぜひそこらの啓蒙活動も含めてよろしくお願いをして、本日の私の2問の質問については終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 日野恵司議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩いたします。午前10時35分の予定でございます。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。今回は、3点質問を準備いたしました。まず第1点目は、補聴器助成制度の導入をということについてでございます。5月24日、町内2団体から、加齢性難聴者の補聴器購入に関わる公的補助を求める署名というものが、町長に提出されました。この署名には、私たちの切実な思いをお伝えし、町独自の補助制度を実施されるよう求めるとあり、高齢化が進む中、補聴器を必要とする多くの高齢者からは、補聴器は高額で、とりわけ年金生活者にとっては、経済的負担が大きく利用できないといった悩みも聞かれました。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となっており、最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。国による公的補助が行われていない中、自治体独自の補助事業を実施しているところも幾つかあります。加齢性難聴者に対する補聴器の普及は、健康寿命の延伸や医療費の抑制にも寄与するものと考えますが、このたび、署名として寄せられた393筆の町内在住者からの声も踏まえ、助成制度の導入について、町長の御所見をお伺いいたします。2点目です。健康保険証についての質問でございます。政府は、2024年秋に保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させました。しかし、誤登録による情報漏えいや、資格無効と表示されるマイナンバーカードでの受診トラブルが続出している状況に、多くの患者や国民が不安を抱えています。健康保険証が廃止されるとなれば、マイナンバーカードを持たない人は公的医療保険診療から遠ざけられる、そういった結果にもなりかねません。現行の健康保険証を私は残すべきだと考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。3点目に移ります。これは、砥部分校の支援についての質問でございます。

す。2027年度まで統合が猶予されることに決まった松山南校砥部分校では、新コースが開設される2025年度からは定員が80人になりますが、学校の魅力化に向けた町の具体的な支援策の検討状況について、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えします。はじめに、補聴器助成制度の導入をとの御質問ですが、他市町では、当該制度の導入により、介護予防などに効果が見られたとの効果もあり、また、今回署名による多くの要望の声をいただいたことを踏まえ、来年度からの導入に向けて検討をしてみたいというふうに考えております。次に、健康保険証は残すべきではないかとの御質問ですが、国民健康保険証については、令和6年7月の更新を最後に、有効期限となる令和7年7月末をもって廃止予定となります。廃止以降、マイナンバーカードを持たない方につきましては、当分の間、申請によらず職権で資格確認書を交付するとされており、これにより、保険診療を受けられなくなるという事態には至らないというふうに考えております。マイナンバーカードを巡っては、様々なトラブルが表面化しており、総点検を進めていく中において、健康保険証の廃止時期が延長される可能性もありますが、いずれにいたしましても、国の決定に従い住民の不安払拭に取り組んでまいりたいというふうに考えております。最後に、砥部分校支援の内容はについての御質問ですが、これまで御説明してまいりましたとおり、企業誘致による新コースの開設、生徒の全国募集、住環境支援の大きく3点となっており、今まさにその一つ一つの施策を具現化に向けて取り組んでいるところでございます。検討状況ですが、まず、ゲームクリエーションコースの新設に向け、8月に分校内空き教室にIT企業のサテライトオフィス誘致を終えたところでございます。プログラミングやグラフィックデザインの分野において、新コースの支援に取り組んでいただくとともに、職場体験などを通じたキャリア教育の推進にもつなげることで、同校の新たな魅力の一つとして付加価値が増すものと考えております。当面はカリキュラムの作成や外部講師としての準備を進めていただくこととなりますが、かかる経費につきましても、町が支援する予定としております。次に、全国募集についてですが、一学年80人への定員倍増を見込む生徒の安定確保に向け、官・民・学が一体となった全国にも類を見ない「シン砥部分校」の魅力を全国にアピールするとともに、県内外から生徒を募集する経費につきましても、支援を行う予定としております。そして、住環境支援につきましては、今定例会において、補正予算を提案させていただいておりますが、砥部分校教育寮の建設に取り組んでまいりたいというふうに考えております。親元を離れて暮らす生徒と保護者のために、クリエイターとしての学習に専念できる生活環境を提供したいと考えており、単なる住居としての機能だけではなく、寮生が多面的に学び合い成長し、地域との交流を通じて本町が長年培ってきたモノづくりの風土や文化を感じられる場所にしたいと考えております。令和7年4月の新コース開設に向けて、残る期間は1年半となっておりますが、引き続き、学校や企業、地域や関係者の皆様と協力しながら、砥部分校の魅力化推進に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなる御支援、御協力をよろしくお願いいたします。以上で、佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） まず、1点目の補聴器の助成制度について、来年度で予算に検討したいというふうな答弁がありました。ちょっと、この間の補聴器に関する取組について、紹介をさせていただきたいと思います。2019年9月議会の一般質問で初めて取り上げました。このときにはですね、難聴者が推定で1,400万人ぐらいいて、補聴器が必要と見られる対象人口は820万人になるというふうな、日本補聴器工業会といったところが調べたデータがあるというふうなことなんかを紹介させていただき、砥部町でもそういう何%がやっぱり同じようなことだろうから必要じゃないでしょうかというふうなことで最初にお願いしました。そのときは、町長は、町民の皆さんから御相談や要望が寄せられたら、国や県の動向や他市町の取組状況を見ながら適切な時期に検討したい、このように答弁されました。さらに私は、翌2020年の3月、予算も伴う議会のところでも改めて取り上げました。町長の答弁もほぼ同様なものでございました。その年の12月議会で、民間団体から町議会の方に国に対して助成制度を求める請願を提出されました。紹介議員となり議会に提出し、その請願が採択され、国の方にそういった制度を設けるように、町議会として意見書も提出いたしました。個人的にはなりますが、2021年に町議選がありまして、そのときに私は、この補聴器の問題について、町議会でも皆さんの同意、合意で国の方には求めたけど、まだ残念ながら砥部町独自ではそういうふうなことになっていないんで、議員に当選させてもらったら、ぜひこの問題は引き続いて取り組んでいきたいというふうなことも皆さんに訴え、今この議場に送り出していただいたというふうなこともございます。それから、2022年の12月議会でまた取り上げました。そのときは、全国で120の自治体で実施しているというふうなこととか、この年に厚生文教常任委員会で補聴器の販売協会というところなんですけども、ここに行っているいろんな形で研修もしてきまして、そんな中身も少し報告をさせていただきました。時期を同じくして、この頃から町内の方で署名活動が始まっているというふうなことも踏まえながら、再度導入をお願いした、そういう経過でございます。そのときの町長答弁は、現時点では考えていないが、聴力の低下は会話機能の減少や認知機能の低下を招いてしまう、他市町での助成制度の内容や効果について引き続き調査していく、このようにも答弁をされました。そして、冒頭にも述べましたように、5月の24日に署名393筆を添えて代表の方が町長を訪れました。私も同席させていただいて、懇談もさせていただいたんですが、そのときも町長は皆さんの気持ちを受け止め検討したいと、このように言われました。そういうふうなことの流れがある中で、冒頭言いましたように、町長も来年度の予算に検討したいんだというふうな答弁までいただきましたので、引き続き実現に向けて、担当課の方でも他市町の状況なんかも調査していただいて、ぜひ実現していただきたいと思います。ちなみに担当課の方でですね、この他市町について幾つか調査されたと思うんですが、紹介していただけるような事例はございませんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 先ほどの佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えをいたします。一応自治体何件か調べさせていただいたんですけども、どうでしょう。1件、自治

体ごとに事例をお示ししましょうか。一般的なことで、全体的に、はい。よくですね、今回の補聴器の助成の自治体さんを見るとですね、まず対象年齢が65歳以上。それと、要件としては、大体お医者様がですね、補聴器が必要ではないかというような意見を要件とする自治体が多いようでございます。支給額につきましてはですね、補聴器は高いんですけれども、一般的に見られるのがですね、大体対象経費の2分の1で、上限をですね2万円から3万円に置いておるような自治体が多いという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、導入に当たっては、もう所得制限のない形で検討したいというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） ぜひ実現していただければと思います。なお、今の最新の私が調べたデータでは、自治体の数が123まで増えてるようでございます。この砥部町では、18歳の医療費の無償化だとか、今回も学校給食費2学期、3学期無償にするというふうな、県内でもですね、子育て支援にかなり先進的な取組をされてて、砥部町っていいねっていう声をたくさん聞きます。特に子育て世代からは、本当にいろんな喜びの声も出されてると思います。この補助制度も導入することによって、若い方からお年寄りまで、本当に砥部町っていいとこだなというふうなまちにしていきたい。また、みんながそういう声をね、周りの人にも、周りの方にも言えるような、そんなことができるようなことをお互いに目指していきたいなあと思います。2点目のところに入ります。少しマイナンバーカードをめぐる混乱が、もうそれぞれ皆さん御承知かと思いますが、改めてちょっと数字なんかも見てみたいと思いますが、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録が約14万件、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースが7,400件を超え、他人の年金記録が閲覧されたケースこれは170件、それから、障害者手帳の誤登録62件というふうなのがあるいろんな形で報道なんかで出されておりました。何よりもこれは、個人情報漏えいしてるんだというふうなことで、多くの方がやっぱり不安に、そして、またこのやり方に不満を持ってるようでございます。そんなことがあってですね、例えば、加藤厚生労働大臣が、初診時などは念のため従来の保険証を持参してほしいと言ってみたり、松本総務大臣は、暗証番号なしで保険証にだけ使えるマイナンバーカードを発行する、そんなことを言ってみたり、担当大臣の河野大臣は、混乱しているのでマイナンバーカードの名前を変えたらというふうなとんでもないことを言ったというふうなことも記憶にあらうかと思います。そういう混乱の元は、昨年10月に、岸田政権が突如として、この2024年度秋には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化すると言ったことが引き金になってきました。本来は民意であるはずのマイナンバーカードを、強制的に全国民に持たせようというふうなことを言ったわけでございます。そして、そのマイナンバーカードには、マイナポータル、情報提供等記録開示システムというふうな名前のようなんですけども、納税状況、医療、年金などの保険料納付と、受けたサービスの状況、公的受取口座、さらにはがん検診など受けた健康診断とその結果や生活習慣、児童扶養手当の

支給、雇用保険の支給など全部で29分野の膨大な個人情報が入り込められているというふうなことを読みました。こういった29もの膨大な資料を一つ一つ結びつけていくこと、これ、町の現場では実際に可能なのでしょうか。担当課の方では、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今回の佐々木議員さんの御質問ですけれども、数多くのその内容について、一つずつ担当のところで検討してはないというふうに思っておりますので、多分今は答弁ができないだろうというふうに思っております。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 国会での委員会等々の審議の中なんかで出されたことをちょっとお話するとですね、全国約3,400の健康保険者が保有する、全ての被保険者情報をマイナンバーとひもづけて、社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険中央会が管理する中間サーバーへ登録する作業というのを、国の方は急がせたということだそうです。そして、保険者健康保険組合が被保険者の個人番号の収集を行う際、住民基本台帳のデータベースで、氏名、生年月日、性別、住所など4情報で照合を行い個人を特定するんですが、何と9割が不一致、9割ですよ。9割が不一致というふうなことでなつた。それはですね、住民基本台帳の住所登録が大文字だとか小文字、それから何丁目、さらにはアパートのなりの名称の有無、そんなので1字でも違えば正しい照合ができないんだというふうなことで、そんな結果になったというふうなことだそうです。市町村と町名ぐらいを限定して、もう照会しようというふうなことになってたようなんですけれども、今度は同姓同名だとかですね、同一の生年月日だったというふうなことで、また複数の該当結果が出るということで、そんな中からですね、個人を特定していくの本当に大変だと。当然もう誤登録が起きるようなシステムなんだというふうなことが、国会の議論の中でも明らかになったそうです。そういうようなことからですね、健康保険証をなくしてこんな問題が出てくるのに、本当にいいのかということで、今いろんなデータでも70%を超える国民の方がもう少し延ばしたらどうだと、反対だというふうな声も出されてるようです。各世論調査でもメディアのところでもですね、中止だとか見直しを主張しているような記事が目立ちます。私も、病院で実際に今まで紙の保険証でやってたんですが、マイナンバーカードで実際に受付を3回ほどしてみました。紙の保険証に比べると時間がかかるんですね。やっぱり照会する、もう暗証番号なんて覚えてません。結局、顔認証で何とかパスできたというふうなことなんですけれども、ある病院では、初めてのことであったんかもしれませんが、非常に手間取って、しばらく受付に時間がかかって、大変ねという話もしたこともあります。現場ではそんなこともやっぱ起きていると。それから、国会のやっぱり中で、いろんな参考人調査、聞き取りだとかいうふうなこともあったそうなんです。そのときにちょっとひどい例なんですけれども、障がい者の方で車椅子で写真を撮ったと。ところが、レスト何ですかね、後ろのカバーのところが一緒に写ってたんで、駄目だからもう1回写真を撮り直してこいと。それから、目の不自由な方で、病気でいわゆるこの黒い部分がない。その写真を見て、黒い部分がないから駄目だと言ったというふうな。これも、国会の中でも与野党問わず、そんなひどいことしてるのかというふうな大きな問題に

なったそうなんですけども、そんな事例なんかもあるというふうなことです。町長は、砥部町ではどうか分かりませんが、近くのところでもですね、ずっとマイナンバーなくても資格確認書を申請なしでもするというふうな、国が言ってるというふうなお話もあったんですけども、今、砥部町もマイナンバーカードの申請といいますか、改めて問いますが、何%ぐらいまでなってますでしょうか。

○議長（三谷喜好） 古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えいたします。8月31日現在、砥部町での交付率は80.50%、人数にして1万6,510人となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 80%を超える方が、かなり高い率で保有はされてるようでございますが、逆にですね、この間全国的にも返納をしたんだとかいうふうなことで、返納も増えるというようなことも聞きます。私も、町の中でですね、返納したいんだけどというふうに実際に言われました。もうそれは、個人の判断でやっていただいたらいいというふうには思っておりますが、今までで、町内で実際に返納の事例というのは発生したんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） ただいまの御質問にお答えします。今まで過去において、砥部町においてマイナンバーカードの返納は、令和4年度4件、令和5年度、今年度になってから3件となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 8月の11日だったと思いますが新聞報道で見まして、共同通信が実施したマイナンバーカードの市町村アンケートというものの調査結果が報道されました。少し、町がどういう回答したのかをお尋ねしたいと思うんですが、政府のマイナンバーカードの普及策について、「評価する」「どちらかといえば評価する」「どちらかといえば評価しない」「評価しない」「その他」という5つの項目にわたってなんですが、町がどういう回答を出したのか。それから、あわせてカードの交付や普及策の自治体の事務負担については、「重い」「やや重い」ほかにも項目あったかと思うんですが、新聞報道では2つしか答えられておりませんでした。その自治体の事務負担についてはどうなのか。それから、行政の、政府の進める行政サービスのデジタル化のスピード感について「早過ぎる」、それから「やや早い」、そうじゃないというふうなものもありますが、やっぱり新聞報道では2つしか回答がなかったようです。この辺についてはどう回答されたんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。そのアンケートの回答を現在持ち合わせておりませんので、ちょっと回答の方は控えさせていただけたらと思います。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 国の進めることで、答弁の最初にも町長がそれに準ずるというふう

なことで、このマイナンバーカードのことについて、いろいろお聞きもしてきましたんですけども、私は最初に自分の考えはですね、こういう混乱があつて、保険証がどうしてもなくなるということに不安を持つ方が、しかも不便だというふうなことがやっぱり言われております。例えば、高齢者の福祉施設なんかに入ってる人の場合に、ほとんど施設の方ですね、個人の保険証やら、財産は別にしても、例えば、介護保険証だとか等々のものなんかは保管してるんだと思うんですけども、こういう施設の方がマイナンバーカードを実際に申請して、それを活用するだとかいうふうなことになる、施設自身がそこまで責任を持たないといけないみたいなね、非常に大変なことになってくるなと思うんですけども、その辺については、施設の方からのそういう問合せだとか、何かこうアドバイスが欲しいだとか、そういうことはございませんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 御質問にお答えをさせていただきますが、今現時点でですね、高齢者福祉施設であつたりとか、障がい者施設の方からですね、入所者の方のマイナンバーをどうこうっていうような、こういうところで困つてるとかいうようなお話は聞いておりません。以上、回答とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） マイナンバーカードの発行数が9,000万を超えて、そして、ひもづけされた29分野の個人情報、数十億項目にもなるそうでございます。自治体からは、期限は柔軟に、自治体は大作業になると心配してる。これは、全国の知事会の平井伸治会長が、そういったことを表明されてるというのを報道で見ました。強引に秋まで総点検すると言いながら、今日の新聞にも出ておりましたが、県と愛南町でしたですかね、ところで見直しをするようにというようなことになっておりましたんですが、本当に大変な作業をやっぱり各自治体にもあるんだろうと思います。誤登録のリスクの高い事項に限って、データを今言いましたように点検をするんだというふうなことなんですけども、かなり無理な期限を押しつけて、そして現場を大混乱にしてるんじゃないでしょうか。総点検というのが、本当に岸田首相の口先だけでのことに終わらないようにはしてほしいなというふうに思いますが、多くの国民の不安を解消することにはやっぱりならないんじゃないかと思います。運用を一旦停止して、完全そして確実な総点検で国民の不安を解消してもらうように、また町の方からそういった立場も踏まえて、国の方にも訴えをしていただければと思います。3点目の方に移ります。砥部分校の支援関係については、事前に全員協議会等でもお示しいただきましたし、非常に積極的に町が支援するという方向が明確にされました。今の町長の答弁の中にはありませんでしたんですが、全員協議会の方ではクラウドファンディングの件についても少し紹介されてたと思うんですけども、その辺について紹介いただければと思います。

○議長（三谷喜好） 小中企画政策課長。

○企画政策課長（小中学） ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。クラウドファンディングにつきましては、まだ、詳細については、先月の全協でも御説明したとおり確定はしておりません。ただ、ふるさと納税を利用して、これも何種類かございます。クラ

ウドファンディングのやり方っていうのが、品物を、返礼品を贈る、普通の今やってるふるさと納税の形をとる。もしくは、返礼品なしで、もう有志からお金だけを募るような寄附型とか数種類ございます。この辺につきましては、また、県の教育委員会とかとも相談の上、決定したいと思います。今年中には決定いたします。また、全員協議会の方で御報告させていただいたと思います。以上です。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） これから具体的な作業に入ってくるということと、それからこの9月議会で予算化されてる部分についての議論も明日以降、進めていくことになりますが、今、教育寮の話も少し出ましたんですが、たまたま厚生文教常任委員会で、今年の7月5日から7日まで新潟県の方に視察研修に行っていました。5日の日に、新潟県の聖籠町という、聖書の聖に、竹冠の籠という、聖籠町という、日本で唯一サッカーの専門学校 J A P A N サッカーカレッジというところがあるんですが、そこを訪問しました。何とここは、新潟県内で唯一人口が減らない、そういった町でございました。しかも、サッカーがかなり地域で、地域貢献をしてるというふうな中身もお聞きしました。この聖籠町というのは、新潟市の中心部より車で30分程度、砦部町も似たような距離だなと思っていたんですけども、そういうところに位置している町でございます。御存知かと思いますが、サッカーの J 1 アルビレックス新潟、そういうところが本拠地になっているところのクラブハウスというのがすぐ近くにもあり、そこも見せていただいたりもししてきました。人口増加の一つの要因の一つが、やっぱりサッカー教育だというふうなことで、もちろんサッカーだけということではないようなんですが、そのサッカーが大きな人口増加の要因である。この J A P A N サッカーカレッジで学ぶため、毎年若者が全国各地から、最近では海外からも集まってきているそうです。在校生の9割以上が県外出身者で、毎年県外からの流入が増加している、そういうこともお聞きしました。当然、在学中はこの聖籠町で暮らし、自治体との様々な交流を深め、卒業後は各地に散っていくんですけども、そういったところでサッカーに関連したような活動をしながらか、そして聖籠町の広告塔としてですね、大いに役割も発揮してもらってますというふうなお話も聞きました。それで、学生寮のことに関連しますが、ここには専用学生寮だとかアパートだとかいうふうなものもかなり整備もされておりました。パンフレットも見ましたが、充実もしております。学生寮のお勧めポイントの中に、こんな項目がありました。①学校から近いので通学に便利です。トレーニングや実習など時間を有効に使える。②は、管理栄養士監修の栄養バランスが整った食事付き。朝と夕食、昼は学校の中の食堂でとるということなんですけども、そういうことで、食事面の心配をなくし、充実した学生生活も送れます。3番目は、家具や電気製品等が付いているので初期費用を抑えられる。初めての新潟暮らしでも安心できます。ただし、括弧して設備は寮のタイプによって違いますというふうにはありました。ここは、学生寮管理委託会社というところに委託してやってもらっているようなんですが、費用的には入寮費が例えば10万円とか、年間の寮費はタイプによるんですけども、1か月平均で計算してみましたら約5万7,000円から8万2,000円ぐらい。これ、もちろん食事等々付いてるし、細かいところはタイプによって違うということなんですけども、そんなこ

とも準備されてました。町長が、やっぱり衣食住の問題で非常に留意されてるというようなことで、今申しましたですね、特に①や②のところは、まさに砥部町の考えてる寮とやっぱり共通する部分があって、なるほどなあというふうに改めて思った次第です。ちょっと余談になりますが、このサッカーカレッジというところはですね、本当にもうサッカーの専門の学科がありました。サッカー専攻科、女子サッカー専攻科、私が行ったときには今ちょっと名前忘れましたが、いわゆるＪリーガーも何人かおいでます。愛媛、今治の何でしたかね、あそこに関係した仕事をしてる方もおいでたようです。ほかにも、トレーナー専攻科、マネージャートレーナー科、コーチ審判専攻科、サッカーコーチ研究科。それから、そういったものとは少し違って、そういうものも関連してサッカービジネス科。どうやって事業と地域とを結びつけていくか幅広く考えるところのようなんですが、そんなこともやってる学校だそうなんです。もちろん、砥部分校は県外からたくさんというふうなことにはなかなか想定にはなりませんが、十分に学校の方の振興に砥部町としても協力できる部分もあったなあというふうな、そういう研修をすることができましたので、少し報告をさせていただきました。これからまた、様々な形で砥部分校の支援のために、我々も一生懸命頑張ったいと思います。皆さんと一緒に砥部分校の発展のために尽くすというふうなことを述べさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩いたします。再開は、１時１０分の予定です。よろしくお願いいたします。

午前 11 時 17 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。一般質問続けます。10 番松崎浩司君。

○10 番（松崎浩司） 10 番松崎浩司でございます。議長のお許しをいただきましたので、2 問質問させていただきます。1 問目は、今後のため池の維持管理についてをお尋ねいたします。ため池は、申し上げるまでもなく、降水量が少なく流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために造成された人工池で、受益者である水利組合が維持管理すべきものであります。時代とともに周囲に住宅等が増え、豪雨災害など被害を防止する観点から、調整池としての役割を担っているため池もあり、今後は、適切な安全対策がより重要になってくると考えます。近年では、構成員はそれほど減少していない水利組合でも、1 軒あたりの耕作面積は減少しており、組合員の生業も専業農家から兼業農家、非農家へと転換が進むなど、ため池を水利組合だけで維持管理することが難しくなっているのが現状です。このままでは、近い将来、水利組合の活動自体が立ち行かなくなってくることも想定されます。水利組合を取り巻く現状と課題についてどのようにお考えか、町長の御所見をお伺いいたします。2 問目は、本町における異次元の少子化対策はということでお尋ねいたしま

す。今回の質問をするにあたり、私は、結婚したくないという独身の方、あるいは結婚しても子供が欲しくないという価値観・考え方を持つカップル、御夫婦の方もいらっしゃいます。私は、そういった方々の価値観・考えを否定するものではありません。ただ、結婚をして、子供もできれば3人、4人欲しいなあと、でも、今の自分自身の生活環境ではなかなか難しいとお考えの方に、何か手を差し伸べるものはできないものか、そういった考えの下、質問をさせていただきます。内容につきましては、政府が2030年までを少子化反転のラストチャンスと位置付け、来年10月には児童手当の拡充、2026年度からは、出産費用の保険適用など様々な施策を打ち出そうとしています。また、今年6月に策定された、こども未来戦略方針には、少子化対策の具体例として、親が就労していなくても子供を保育所などに預けられる、こども誰でも通園制度の創設などが盛り込まれています。今後、国に倣い、本町でも異次元の少子化対策が必要となってくると考えますが、町長はどのような施策をお考えか、御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 松崎議員の御質問にお答えします。はじめに、今後のため池の維持管理についての御質問ですが、本町には農業用ため池が59か所あり、農業を支える重要な施設として、御指摘のとおり、各地域の水利組合が管理をしています。しかしながら、議員御指摘のとおり、農村地域の過疎化や高齢化等に伴い、組合員の減少や管理組織の弱体化などが懸念されていると考えております。町においては、豪雨等によるため池決壊の被害を想定し、ハザードマップの作成や、ため池サポートセンターによる防災重点ため池の点検など、安全性の確保に取り組んでおりますが、水利組合組織や利水方法の実態については、詳しく把握できていないため、実態把握を行い、指導・助言に努めてまいりたいというふうに考えております。ため池の洪水調整機能が、防災・減災力として期待されていることを踏まえ、地域においても十分な話し合いを行い、適正な管理に努めていただきますようお願いを申し上げます。次に、本町における異次元の少子化対策はどの御質問ですが、これまでも本町では、松山圏域連携による婚活事業や子育て用品の購入費助成、18歳までの医療費無償化など、様々な子育て支援を行っております。さらに、6月補正においては、不妊治療費等助成、若年出産世帯応援金及び多子世帯引越し費用支援を措置し、4月に遡って適用するなど、妊娠を望む御夫婦に手厚い支援を行うことで少子化対策に取り組んでいるところです。国においては、本年4月のこども家庭庁の発足、こども基本法の施行により、こども中心の社会を推進していく体制が整い、議員御指摘のとおり、今後様々な施策を打ち出すものと思いますが、以前より、子育て支援課を設置し独自事業を進めている本町としましては、改めて異次元の対策を講じるというより、国の施策に対応し既存事業を基本としながら、更なる子育て支援、少子化対策の充実を目指す考えでございます。そのような中、議員も触れられた、こども誰でも通園制度への対応が喫緊の課題となると考えております。近年、子育て家庭では、育児に関する様々な負担や核家族化の進展などにより、不安や悩みを抱え、育児を辛く感じたり、孤立したりするケースが増えております。今後、ライフスタイルに関わらない形での支援が求められますが、こども誰でも通園制度は、就労要件を問わず柔軟に利用できる保育

制度であり、育児の負担や孤立化を軽減できる有効な手段と考えております。こうした制度を有効に展開していくためにも、まずは、令和6年度からの民間施設誘致等も含めて、現在の待機児童解消を最優先に取り組んでまいります。以上で、松崎議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 10 番松崎浩司議員。

○10 番（松崎浩司） まず、ため池の件につきましてお尋ねいたします。今の受益面積によりまして、町単事業、県単事業、あるいは国からのため池整備事業といろいろなメニューがあるようでございます。ただ、確かに補助金という点に関しましては、結構ありがたい措置をとっていただいているなあと思うんですけども、やはり問題はマンパワーなんですね。役員の構成も難しい。例えば、自分の親世代は農業してて、それなりに水利、ため池とか水路の整備もしていたと。ところが、子供の代になるとサラリーマンを始め、ところが、始めても土地はあるだろうと、田んぼあるだろう、畑はあるだろうと言われて、役員もせにゃいかん。そういうふうなマンパワー的な補助といえますか、そういったことについては町長どういふふうにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの御質問にお答えいたします。もうため池っていうのは、いろんな意味で、防災も含めてため池の重要性っていうのは、もうもちろん利水以外にもあるわけございまして、その管理について、現在、水利組合であったり、地域であったり、大変困っておるということにつきましては、十分認識をしておりますので、そういったことを将来に向かって、防災とかいろんな面でですね、これは、ため池に限らず町道・農道の管理もそうだろうというふうに思っておりますので、この担い手不足の中でどうしていくかということは、重要な課題であろうというふうにも思っておりますので、十分今後、大きな検討課題であろうというふうに思っておりますので、また議員の皆様方の御意見も伺いながら、しっかり取り組んでいかなければならない事項だろうというふうにも認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三谷喜好） 松崎議員。

○10 番（松崎浩司） 今から 40 年 50 年前は、麻生校区におきましても、田んぼ、畑がほとんどでした。ところが今、どんどん農地が減り、住宅ができ開発が進んでおります。そういったことから、やはり農業社会から一般的に何て言いますかね、住宅街ができてそういう社会になってくる。そうすると、矛盾とかいろんなところが今出てきつつありますので、今後とも、町の取組も一層お願いしたいと思います。次に、本町における異次元の少子化対策ということで、私も今回質問させていただくにあたりまして、いろいろ改めて勉強しました。国、県、町の事業としまして、先ほど町長がおっしゃいましたのと重複するところがありますけれども、改めて申しますと、不妊治療費補助金、そして出産育児一時金、そして保育所の利用料などに関しましては 1 人よりも 2 人、2 人よりも 3 人の方が 1 人当たりの保育料が安くなっている。非常にありがたい事業だと思います。また、経済的な理由で小中学校に児童生徒を就学させることが困難な保護者に対して、砥部町が学用品や給食費、あるいは修学

旅行費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図るための就学援助制度というものもあります。18歳までの医療費も無償化になっております。令和4年度3学期に続いて、令和5年度2学期、3学期の給食費も無償化になります。そして、所得制限があるものの、高校授業料も無償化になっております。そして、令和2年度からは、大学等の学校への進学に必要な費用を無償化する支援制度を文科省が実施しております。これには良い成績を残すなどの条件もありますが、奨学金との併用も可能になっております。ですから、お金がなくなっても、しっかりとした成績を残せば大学に行ける。これは、もう医学部でも何学部でも一緒だと思います。先日、愛媛新聞の載ってましたのが、砥部町は待機児童が8人と、ほかの19市町はゼロだというような記事が載ってましたが、これは、1世帯が何箇所の保育所を応募してるとか、統計のとり方もありますから、私はこれは数字のトリックだと思っております。また、先ほど町長も触れられましたが、令和6年、来年からの幼稚園と保育所の統廃合並びに麻生・宮内地区に民間の認定こども園ができるということから、先ほどの待機児童8人というのは、一過性の数字だというふうに理解しております。ところがですね、これだけの豊富なメニューを国や県や町が出していながら、10歳児から14歳児までの平均、今年の3月31日現在の住民基本台帳上の数字であります。10歳から14歳までは平均173人です。今の砥部中が大体1学年170人前後と伺っております。次、その下の世代5歳から9歳までは平均168人なんですね。5人減ってますね。ところが、0歳から4歳までは平均123人なんです。45人減ってるんですよ、砥部町全体で。これを見ると、改めて砥部町にも少子化の波が押し寄せてるなあと、大変な時代になってるなあとというのがはっきりと認識できました。とりわけ、今年の3月31日現在の0歳児は106人です。ということは、来年の3月31日に0歳児は100人切るかもしれません。これはまあ分かりませんが、そういう時代になってるんだなあというのが改めて実感できました。ですから、これだけ豊富な取組をさせていただいておりながら、数字として出生者に反映していないというのはどういうことかなと。これは、自分自身も、町長にお尋ねするというよりも、自分自身に自問自答してるような現状であります。ただ、一つ一つの事業を見る中で、じゃあどういふことをすれば増えるのかなあというのがあるんですけども、一つには保育所の延長保育ですね。今、8時とか9時まで働いてる方もいらっしゃるよう聞いております。一部の保護者でしょうけども、そういった保護者の方々少ないかもしれませんけども、ただ、6時、7時っていうのはそこそこあって、ただ、毎日早退をして帰らしてもらってるという保護者の方もいらっしゃるようです。保育士不足の中で、延長保育というのがどこまで進むのかどうか分かりませんが、御検討いただけたらと思います。それと、松山市が公営塾をやってます。この内容は、2012年、今から11年前ですけども、中学生を無料で土曜塾というのをやってるそうです。中学生を対象に無料の土曜塾をやっているそうです。内容に関しては、ちょっとまだ不明でございますけれども、それを受けて、今年から小学校5・6年の子供を松山市全体で3か所に集めて、対象は児童扶養手当支給世帯、また、生活保護受給世帯を含む住民税非課税世帯のお子さんを公営塾で教えてるようです。ただ、いい事業だとは思いますが、やっぱり生活レベルというのが分かってしまいますね。あの子は行っている、この子は行っていないとか、そういう点でもう

ちょっとやりようがあるかなあと私は思ったりしますが、事業自体はなかなかいい事業だなと。私も、議員に通していただいて15年を迎えました。その中でいろいろ聞くには、民業圧迫が自治体としてはやってはいけないというか、なるべく避けにやいかんというのは聞いてきました。しかし、1人の子供を、中学生あたりの子供に塾に行かせると、月に5万とかいるらしいんですね。2人いると10万、3人で15万。ですから、これ今、教員の働き方改革の一環として、部活動の地域移行を進めているというふうに伺っております。結構なことだと思いますけども、まるっきり教師が部活動から離れるということは、これは多分現実的には無理なんだろうと。監督とか部長とかいう立場で関わっていく必要があるんじゃないかと思います。そういった中で、一人一人の自分が担当している授業で、3クラスぐらいの英語の教室を受け持ってる人がいるとして、やっぱり100人ぐらいの生徒、この生徒はこういうところがつまづいている、この生徒はこういうところがつまづいているというのが、100人が100人の生徒さん、教師の方も理解できてる状況なのかどうか分かりませんが、その補助として塾というのがあってもいいかなと、そういうふうに思ったりもいたします。そういった中で、先ほど申しました保育所の延長保育、そして公営塾の設立に関しましては、町長どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 松崎議員さんの御質問にお答えします。少子化対策、人口減少といいますのは、この問題は本当に難しい問題であるというふうなことで、子育て環境が厳しいというふうなこと、お金もかかるというふうなことで、子育て環境をしっかりと整備をするというのは、国も県も市町もそうなんですけれども、その対策だけでは人口減少、少子化の対策にはなっていないというふうなことで、これを解決していくのは、本当に難しい問題だろうというふうに思っております。その中で、延長保育につきましては、もう早朝保育も含めていろいろやっておりますので、これは、今の制度をさらに充実さすということについては、十分検討をしたいというふうにも思っております。それと、土曜塾の問題につきましては、先ほど松崎議員さんも言われましたように、松山市みたいに大きい自治体であれば、たくさんの方がおいでるだろうというふうに思いますけれども、先ほどの内容を聞きますと、砥部町ではそういった家庭の人が少ないだろうということで、なお本当数名だろうということになっておりますので、なかなかその土曜塾をすぐに立ち上げてというふうなことは難しいと思いますし、またプライバシーの問題もあるだろうということもありますので、ちょっと今、土曜塾についてはすぐに検討するというふうなこと、教育委員会の方でも参考にはするだろうと思っておりますが、そういう事情ではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（三谷喜好） 松崎議員。

○10番（松崎浩司） 私も、これをすれば少子化をストップすることができるぞなということがあればここで申し上げたいんですけど、なかなかこれはもう本当に難しいどころか大変な問題だと思います。ただ、大変な問題だけに何とかこれを乗り越えていきたいなと思いますので、今後とも、私どもも意見を述べさせていただきますので、一緒に手と手を取り合って、少子化をストップさせるように取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

た。

○議長（三谷喜好） 松崎浩司議員の質問を終わります。12 番面岡利昌君。

○12 番（面岡利昌） 12 番面岡利昌でございます。2 問質問をいたします。まず第 1 問、田んぼダムの推進についてと申しまして、田んぼダムは、雨水を一時的に田んぼにためて、川へ緩やかに流すことによって、水害を軽減する流域治水の取組の一つで、県内でも実証実験が行われております。地球温暖化の影響で、移動速度の遅い台風、沖縄でこの間ありました、線状降水帯というようなすごい短時間でものすごい雨が降るというようなこと、異常な気象が全国的にも増える中で、多額の経費や時間がかかるハードな整備と並行して、ソフトな対策も必要ではないでしょうか。田んぼダムの推進は、農地や農業施設の保全管理だけではなく、ひいては地域農業を守ることにもつながると考えます。田んぼダムを実施する水田には 30 センチ程度の十分な高さのある堅固な畦畔が必要となることから、畦畔の新たな築造や補強に対して補助をしてはどうかと考えますが、町長の御意見をお伺いします。第 2 問、グリーンキーパーの支援について。近年ですね、自然災害は頻繁に激甚化しており、自然の猛威を前に、人間がいかに無力な存在であるかを思い知らされております。災害の脅威から我々の命と暮らしを守るには、自然と共生しながら防災・減災に向けたハード・ソフト両面の対策が必要で、特に森林の手入れは必要不可欠です。手入れされた森林は、山崩れや土石流といった災害防止に力を発揮するだけでなく、水源涵養など多くの恩恵をもたらしてくれます。そのためにも、森林整備の担い手であるグリーンキーパーを支援し、企業として持続可能な強い体質にしていかなければなりません。地域の暮らしを支える重要な役割を担う第三セクターとして、より良い企業に育成していくためにはどのようなことを考えておられるのか、町長の御所見をお伺いいたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員の御質問にお答えします。はじめに、田んぼダムの推進についての御質問ですが、田んぼダムは、水田の持つ貯水機能を強化して洪水被害を軽減する取組で、より多くの農家が参加し、広範囲の水田で実施することにより効果が得られるものです。一方で、農家側にはデメリットもあり、例えば、排水口を小さくすることによる排水時間の増加、草やゴミなどにより排水口が閉塞するリスク、水位調整などの管理作業の増加のほか、何よりも増水時の水深などによって稲の生育や収量に影響することが懸念をされております。また、本町の水田は、区画整理されていないことから、畦畔の構築だけでは農作業に支障が生じることも考えられます。以上のことから、田んぼダムの取組については、効果だけでなく農作物への影響など、様々な角度の情報を関係者で共有し理解を得ることが最重要であると考えておりますので、今後研究を進めていきたいというふうに考えております。次に、グリーンキーパーへの支援についての御質問ですが、株式会社グリーンキーパーは、森林を適正な状態にするため、間伐などの実施により本町の森林整備を担っているため、町から担い手確保育成事業費や人材育成事業費交付金などを交付しており、毎年 6 月定例会で報告しておりますとおり、健全な経営状態であると認識をしております。また、同社は、町が発注する支障木伐採や町有林の間伐を請け負うなど公的事業にも貢献をしております。そ

のような中、より良い企業に育成していくための考えについては、喫緊の課題として従業員の確保が挙げられます。同社は、昨年度2名が退職し、現在5名が勤務しておりますが、今後高齢化が進み、労働力不足がますます深刻化することを懸念しております。そのため、町としても、従業員確保に向けて必要な指導・助言や有効な支援をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。以上で、面岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 面岡利昌議員。

○12番（面岡利昌） なかなか、デメリットが田んぼダムではあるというふうに言われて、確かにあると思います。それでは、そのハードの面でどんどんと川底を下げる、堤防をかさ上げするというような、そういうことは、なかなか費用がたくさんかかりますから、しなくてはいけないとは思いますが、それだけではやはりいけないので、そういうふうにソフト的なあんまり目立たない、大したことはないなというようなことをですね、地道にやはり積み上げていったら、時間が経てばだんだんと効果を発揮する。そういうことで、大変必要なのではないかなというふうに考えますが、そういうこと以外で、それでは、この今の異常な温暖化の中でですね、十分に機能をしていくようなそういうことを何か考えられておりましたら、そこら辺をちょっとお聞かせいただいたらなあというふうに考えます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、田んぼダムにつきましては、今一般論として、全国的にこの問題を取り上げておりますし、愛媛県につきましても、野村町の災害というふうなことで、現実には砥部町に置き換えてみますと、砥部町って田んぼは比較的少ないというふうにも考えておりますし、地域地域によって、この田んぼダムという田んぼがそのダムの役割を果たして、災害とかの防止になるかというふうなこと。これは、砥部町に限っては限定的なことであろうというふうにも思っておりますし、先ほども答弁させていただきましたように、例えば、この市街化区域、高尾田地域でも市街化区域でありますと、以前はもうほとんど田んぼがありました。田んぼダムというよりも、もう田んぼがあることによって、もう水源・水量の調整ができておったというふうに思っておりますし、それが市街化になったというふうなことで、一気に水があふれる。これは、どっこともそうなんですけれども、そういったところの排水対策が重要であろうというふうなことで、いろいろと検討しておりますけれども、これは、田んぼダムをすることによって、砥部町に限りまして一気にそれが解決するというふうなことでもないし、例えば、高尾田地域の田んぼにつきましては減水深、これは、水をかけたおりに水の減り方の問題なんですけれども、こういったところが下が砂利が多いですから、多いというふうなことで、いろんな問題もありますから、この田んぼダムっていうのは、一般論で言われておる田んぼダムについては、砥部町では十分検討していかなければいけないというふうな問題であろうというふうに思っておりますので、今後の研究とさせていただきます。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） 先ほども言いましたようにですね、そう大した効果、目に見えること

はないと思います。砥部町だけではなおさら。しかし、そういう気持ち、姿勢をですね、することによって、近隣の市町村で、そういうここら辺で言うたら久谷とかね、東温市とかそういうところともそういう一つの動きをしたら連携するとか、皆さんが協力してやっていけるようになればですね、大きな力になろうかと思いますので、一概にそういう小さな砥部町だけという固定観念には縛られずに、そういう前向きな姿勢をこれからの災害に対してですね、今までのとはちょっと違う、やっぱり取組をしていかなければ。いいんですよ、いいやり方があれば、こういうことをやっていこうと思うから、そういうことにあまり力入れなくてもいいんだというようなものがあれば、聞かせていただければ大変安心するけれども、とりあえず何からでも、そんなに物すごいお金が要ったりとかですね、いろんなことがあれば、これはなかなか今の事情でやりにくいことですから、そういうことも含めて考えていただいて、あまり難しく考えることはないというふうに私は考えております。それからですね、グリーンキーパーの問題にお願いを、御答弁をお願いいたします。第三セクターで人が寄って来ない、なかなか大変ですね。今、グリーンキーパーに限らず、なかなか人手不足。先ほど、松崎議員も言われましたように、人口が減少してますから、もうそりゃ全ての職種でそういうことは起こると思います。それでも、魅力がある職場であれば来るでしょう。そういう魅力のあるそういうことは何か考えておられんかなあというふうに社長さんにお考えを聞きたいと思いますが。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 面岡議員の御質問に対する答弁をさせていただいたと思います。まず、魅力のあるというところなんでございますが、やはり、従業員の確保というところになりますと、やはり賃金、ボーナスっていうところになってこうかと思います。まず、愛媛県の最低賃金、昨日も新聞載っておりましたが、10月に1回初任給の見直しを行いました。後はですね、ハローワークでの募集活動ということで、職員を派遣しましてですね、説明会に参加をさせたり、高校生の部分でいきますと、伊予農業高校に特用林産課というところがございます、そちらの方の生徒さんに対しましてガイダンス、就職案内っていうのを毎年行わせていただいております。今後の取組といたしましては、やはり若い頃からの林業に親しむということで、砥部中学校の職場体験という制度があるんですが、そちらの方に出向きましてですね、やはり林業の大切さ、山の自然のやはり災害に対する手入れ、そういったところのですね、林業教育っていうところの観点から職場体験を取り入れてみたらなあということも考えておりますので、やはり学校教育課と連携しましてですね、そういった、近年、木に親しむというようなことを取り組んでまいったらというふうに考えております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） 森林はですね、人工的に造るコンクリートのダムと保水力のちょっと簡単に対比を説明させていただきよんですけど、コンクリで造った大きなダム、石手のダムでもどこでもいいです。これはですね、造ったその日からだんだんだんだん保水力は下がってきます。土石がたまってきますから、200～300年も経てばかなりもう半減するんじゃない

ですか。それに反してですね、自然の天然の森を大切にしたらですね、これは木がだんだん太ってですね、根も張って、がちっとやって、治山とか治水をだんだん高めてくるんです。もう、100年、1000年の森言われるように、もう、1000年も経ったら、多分コンクリで造ったダムは駄目でしょう。満杯になっても壊さないかん。それと同じにですね、先ほどの農業の問題でもですね、治山のコンクリートのダムは、造った当初は素晴らしいと思うかもしれませんが、だんだんだんだん保水力はなくなりますから、自然に手入れして、皆さんがここで田んぼなら田んぼの整備をしておれば、それは余り影響なく、いつまでも持続可能なことになると思われます。そういうことも総合的に含めてですね、とにかく魅力というかですね、余り大切なんですグリーンキーパーは。そういう説明したように、森林を守っていただかなければなりませんから。それだと言ってですね、一般会計から援助をしてあげるというのはね、非常に何かこうね、下駄を履かせてもろて一人前というような感じで、ちょっとやっぱりねやる気がしない。稼いで自分らで利益出すよというようなそういう企業にすれば、なかなか皆さんも、お面白いけん行ってみようかなというような考えも浮かんでくるのではないかなというふうに考えます。余りこれは参考になるかどうかは分かりませんが、たとえばペレットですね、木材ぼろい。この間内子行く途中でも、ぽきっと山の杉の木が折れたのいっぱいあります。ああいうもんがですね、何か燃料になって出れば、新しい製品はもちろん出すけど、そういうちょっとこう要らないもんを使ってというんと、今みたいに原油が上がって外国の燃料に依存をすればですね、大変いかんときが出てくるんですよ。今税金で補助したってこれは税金ですから、国が今度補助する言うたって結局はツケが回りますから。やはり、国産の燃料というようなそういうもんをですね、グリーンキーパーでつくって暇なときに。そして、それを使ってするような農業とか、そういうことをリンクしたようなことも考えていったらどうかなというような今考えを自分は持つとるんですよ。そこら辺、お考えをちょっと。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんの御質問にお答えします。最初は、グリーンキーパーの支援についての質問が出た折に、グリーンキーパー、町としても必要性も感じておるし、しっかりその役割も担っておるし、十分支援をしておるというふうなことを思っておった。面岡議員さんが質問する、どういう意図で質問をされとんかなというのが最初に正直言って分かりませんでした。今のお話聞いて分かってきたんですけれども、もちろん先ほどの田んぼダムと一緒に、森林の必要性といいますか、そういったことを言いたかった。そのためのグリーンキーパーの必要性。また、そういったところで、グリーンキーパーに公的な資金を入れておるのは、それでは魅力がない。しっかりとグリーンキーパーが自主独立できるような、魅力あるその会社にするのがまたいいんじゃないかというふうなことで、なかなか少し申し訳ないんですけど、理解をできたように思いますので、そういったところをしっかりとこれからも今のことを社長にもお話して、魅力あるグリーンキーパー、また山林の重要性をこれからもしっかりと守っていく、それが災害防止にもつながるというふうなことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（三谷喜好） 面岡君。

○12 番（面岡利昌） ありがとうございます。そういうふうにとちょっとすれ違いというか、考え方のずれがあったようですが、修正していただいて、そういうふうの魅力ある企業にして。今回はやけん我々の委員会は北海道の方へ行ってですね、そういうペレットを使って、ああいう条件の悪い寒いところでも、あれは熱のカロリーが悪いけんいのかんのよとかいう、そういうもう昔の固定観念を入れずに、今のやっぱり条件の悪いところ行って、そこでやっていけるとこをしっかりと見て帰ってですね、またそういうことも参考にしていったらなあというふうにも考えておりますので、また一つ勉強していきます。どうも、今日はありがとうございました。終わります。

○議長（三谷喜好） 面岡利昌議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後 1 時 53 分 散会

## 令和 5 年第 3 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                        |  |  |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和5年9月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                        |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                        |  |  |
| 開 会                                                              | 令和5年9月8日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                        |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                        |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      岡田洋志<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      門田敬三<br>企画政策課長                      小中 学                      商工観光課長                      森本克也<br>戸籍税務課長                      古川雅志                      保険健康課長                      岩田恵子<br>介護福祉課長                      堀潤一郎                      子育て支援課長                      田中弘樹<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      池田晃一<br>生活環境課長                      白形大伸                      上下水道課長                      松田博之<br>会計管理者                      田邊敏之                      広田支所長                      町田忠彦<br>学校教育課長                      伊達定真                      社会教育課長                      山本勝彦 |                                        |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会事務局長    藤田泰宏<br>庶務係長            東山泰久 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 1 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                        |  |  |

令和5年第3回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- |       |        |                                                  |
|-------|--------|--------------------------------------------------|
| 日程第1  | 承認第6号  | 専決処分第9号の承認について<br>(令和5年度砥部町一般会計補正予算(第3号))        |
| 日程第2  | 報告第7号  | 専決処分第8号の報告について<br>(工事請負契約の解除に伴う損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第3  | 報告第8号  | 令和4年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について                     |
| 日程第4  | 報告第9号  | 令和5年度(令和4年度事業)砥部町教育委員会点検評価について                   |
| 日程第5  | 議案第29号 | 町道多居谷線(中樋橋)橋梁修繕工事請負契約の締結について                     |
| 日程第6  | 議案第30号 | 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について          |
| 日程第7  | 議案第31号 | 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について       |
| 日程第8  | 議案第32号 | 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  |
| 日程第9  | 議案第33号 | 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第10 | 議案第34号 | 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について                            |
| 日程第11 | 議案第35号 | 令和5年度砥部町一般会計補正予算(第4号)                            |
| 日程第12 | 議案第36号 | 令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)                    |
| 日程第13 | 議案第37号 | 令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)                     |
| 日程第14 | 議案第38号 | 令和5年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)                      |

- 日程第 15 議案第 39 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 40 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 41 号 令和 4 年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 18 認定第 1 号 令和 4 年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 令和 4 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 21 認定第 4 号 令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 22 認定第 5 号 令和 4 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第 23 認定第 6 号 令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 24 認定第 7 号 令和 4 年度砥部町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 25 認定第 8 号 令和 4 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和5年第3回砥部町議会定例会  
令和5年9月8日（金）  
午前9時30分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから、本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
日程第1 承認第6号 専決処分第9号の承認について  
（令和5年度砥部町一般会計補正予算（第3号））  
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第1、承認第6号、専決処分第9号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 承認第6号について御説明申し上げます。専決処分第9号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和5年9月8日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、専決処分書を御覧ください。処分事項は、令和5年度砥部町一般会計補正予算第3号で、6月30日から7月1日の梅雨前線豪雨で被災した町道、農道及び林道等の復旧に係る費用について、早急に予算措置する必要があったことから、令和5年7月18日付けで専決処分したものです。内容につきましては、補正予算書の1ページをお願いします。一般会計補正予算第3号は、歳入歳出予算に6,722万円を追加し、補正後の総額を90億6,140万3,000円としたものです。3ページをお願いします。歳出です。6款農林水産業費は1,200万円の増額で、農道及び林道等の崩土・倒木を撤去するための建設機械借上料を追加しました。8款土木費は1,450万円の増額で、町道等の崩土・倒木を撤去するための建設機械借上料を追加しました。11款災害復旧費は4,072万円の増額で、町道等の復旧工事のための測量調査設計委託料など、関係経費を追加しました。2ページをお願いします。歳入です。財源として、19款繰越金を1,422万円、21款町債を5,300万円それぞれ増額しました。4ページをお願いします。地方債補正です。町道及び農道等の災害復旧事業の財源として、災害復旧事業債を5,300万円追加しました。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。  
[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

○議長（三谷喜好） よって、承認第6号は、承認することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第2 報告第7号 専決処分第8号の報告について
(工事請負契約の解除に伴う損害賠償の額を定めることについて)
(報告、質疑)

○議長（三谷喜好） 日程第2、報告第7号、専決処分第8号の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 報告第7号について御説明をいたします。専決処分書、専決処分第8号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年9月8日提出、砥部町長佐川秀紀。専決処分書を御覧ください。工事請負契約の解除に伴う損害賠償の額を定めることについて。令和5年5月、砥部町保健センター改修工事請負契約締結後に設計違算が発覚し、入札に疑義が生じたため、再度入札に付することとなりました。現契約解除に伴う損害賠償金額を決定し、早急に支出する必要が生じたため、専決処分をいたしました。損害賠償額35万600円、対象工事、砥部町保健センター改修工事、契約者、契約日、契約金額については記載のとおりでございます。裏面に参考として、契約解除合意書を添付しております。なお、賠償金については、緊急を要するため、流用により予算確保し、7月20日に支出済みでございます。また、設計違算是正による追加工事費については、今回、一般会計補正予算第4号に計上させていただいております。以上、御報告させていただきます。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号を終わります。

~~~~~  
日程第3 報告第8号 令和4年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について  
(報告、質疑)

○議長（三谷喜好） 日程第3、報告第8号、令和4年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 報告第8号について御説明申し上げます。令和4年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和5年9月8日提出、砥部町長佐川秀紀。はじめに、令和4年度の砥部町健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字はございません。実質公債費比率は、昨年度より0.9ポイント上昇し、3.3%とな

りました。将来負担比率は、昨年度より 1.6 ポイント減少し、38.5%となりました。次に、令和 4 年度砥部町公営企業資金不足比率ですが、下水道事業会計と水道事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。別紙として、監査委員の審査意見書を添付しております。令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をお願いします。1 ページには、一般会計等の健全化判断比率について、2 ページには、公営企業会計の経営健全化判断比率について、ともに 8 月 30 日に審査を受け、3、審査の結果及び意見の(3)のとおり、是正改善について、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいております。それでは、資料に基づき説明させていただきます。報告第 8 号、資料をお願いします。3 ページをお願いします。上の表の一般会計等の経営健全化判断比率ですが、平成 30 年度決算から令和 4 年度決算までの 5 年間の推移でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、備考欄に記載のとおり、いずれも黒字となっており、赤字比率は該当がありません。次に、実質公債費比率は、過去 5 年間で見ると増加傾向にあり、令和 4 年度は前年度より 0.9 ポイント増加しています。増加した要因は、近年借入れた臨時財政対策債及び緊急防災・減災事業債などの据置期間が終了し、償還を開始したことにより、元利償還金が増加したものです。次に、将来負担比率ですが、38.5%となり、昨年度より 1.6 ポイント減少しました。減少した主な要因は、令和 4 年度は大規模事業が少なかったため、新規起債発行額が償還額を下回ったことにより、地方債現在高が減少したことによるものです。いずれの指標についても、イエローゾーンである早期健全化基準を下回っており、財政状況が健全であることを示しています。次に、下の表の公営企業会計の資金不足比率ですが、下水道事業会計は、3 事業合わせて 2 億 8,566 万 6,000 円。水道事業会計は 2 億 6,899 万 8,000 円の剰余金があり、資金不足はございません。以上で、報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 8 号を終わります。

~~~~~

日程第 4 報告第 9 号 令和 5 年度（令和 4 年度事業）砥部町教育委員会点検評価について （報告、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第 4、報告第 9 号、令和 5 年度（令和 4 年度事業）砥部町教育委員会点検評価についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。大江教育長。

○教育長（大江章吾） 令和 5 年度砥部町教育委員会点検評価につきまして御報告をさせていただきます。報告第 9 号、令和 5 年度砥部町教育委員会点検評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、令和 5 年度砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のとおり提出する。令和 5 年 9 月 8 日提出、砥部町教育委員会。教育委員会の点検評価につきましては、昨年度と同じ方法で評価を行いました。その方法でございますけれ

ども、5 ページをお願いいたします。この表のとおり、S から D までの 5 段階で評価をし、学識経験者に意見をいただきました。6 ページから 8 ページにかけて、これは教育委員会の活動状況について掲載をしております。9 ページから 10 ページにかけてですが、評価対象の 38 事業とその評価をまとめた一覧表でございます。それでは、主な事業につきまして御説明をさせていただきます。まず、学校教育関係でございますが、11 ページをお願いいたします。就学援助事業でございます。経済的理由により就学援助が必要な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を助成し、児童生徒の就学の機会を確保いたしました。この表を御覧ください。4 年度におきましては、要保護及び準要保護児童生徒合わせまして、小学校が 134 人、中学校が 80 人となっております。全児童又は生徒数に占める割合は、小学校で 12.9%、中学校で 14.2% となっております。小中学校とも、ここ数年、支援児童生徒の割合が伸びてきております。次に 16 ページをお願いいたします。特別支援教育推進事業でございます。支援を必要とする児童生徒が、豊かな学校生活が送れるよう、有識者による相談や生活支援員を配置いたしました。表は、生活支援員の配置状況でございます。表中の括弧につきましては、対象児童生徒数で、幼稚園、小中学校合わせて対象者 46 人に対し、複数人に 1 人又は単独により、配置により 28 人の指導員を配置をいたしました。次に 19 ページをお願いいたします。キャリア教育推進事業でございます。中学 2 年生を対象に、職場体験学習を通して、生徒の社会性の涵養に努めました。令和 3 年度に比べて、受入事業所は約 3 倍に増えたものの、事業所の諸事情もあって、5 日間の体験学習ができない生徒が生じました。そのため、自己評価は C といたしましたが、限られた条件の中で、生徒の勤労意欲を育むことができました。今後は、受入事業所の拡大を図ってまいります。次に 25 ページをお願いいたします。外国語教育推進事業でございます。引き続き、外国指導助手を配置するとともに、中学生を対象に英語検定料の一部を助成いたしました。4 年度の受験者は 104 人と、昨年度より 5 人減少したものの、合格者は 72 人と、5 人増加をいたしております。4 年度の 2 級以上の挑戦者はいませんでした。受験者は、全体の約 5 分の 1 にとどまっておりますので、今後は、受験者数とさらなる上級検定にチャレンジする生徒の増加を図るとともに、合格率を上げていきたいと考えております。次に、社会教育関係でございますが、34 ページをお願いいたします。読書活動推進事業でございます。図書館において読書活動を推進し、住民の学習や文化活動の推進を図りました。令和 4 年度におきましては、10 月から電子図書館を導入し、年度末までの半年間で登録者が 224 人、2,816 点の閲覧がありました。さらに電子図書の充実を図ってまいりたいと思います。36 ページをお願いいたします。青少年健全育成事業でございます。とべの里冒険クラブ事業では、3 年度から大学生のボランティアリーダーの育成を始め、4 年度は、当該 20 人のボランティアリーダーと 15 人の小中学生が野外活動を展開するとともに、新たに 14 人の大学生等のボランティアリーダーの育成を図りました。医療技術大学、松山大学、愛媛大学などの大学生等と協働による青少年の健全育成に努めてまいります。次に 39 ページをお願いいたします。文化財保護事業でございます。4 年度におきましては、坂本窯跡の保護を目的とし、当該窯跡について埋蔵文化財包蔵地指定を行いました。また、3 年度に引き続き、愛媛大学と連携をして坪内家の古文書の撮影・解説、窯跡調

査などを行うなど、文化財の保存活用のための基礎資料の収集等を行いました。引き続き、愛媛大学と連携をして、調査研究を進めてまいります。次に 45 ページをお願いいたします。社会体育推進事業でございます。ソフトテニス、バレーボール、卓球等のスポーツ大会をスポーツ協会に委託する形で行っております。新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、2 大会が中止となりましたが、令和 3 年度に比べ、開催回数や参加者が増加したものの、コロナ禍前の状況には回復をしておりません。社会体育への参加者は、年々減少傾向にありますが、新型コロナウイルスの感染拡大がさらに拍車をかけ、住民のスポーツ離れが懸念されていますので、分館長などとともに住民のスポーツ習慣の定着を図ることによって、住民の健康増進と地域コミュニティづくりを推進してまいります。個別事業の説明につきましては、以上でございます。令和 4 年度も、コロナ禍の影響がところどころに認められました。この状況も考慮しての評価となりましたが、38 事業のうち 2 つの事業で目標を下回りましたが、36 事業において、おおむね評価する成果であったと評価いたしました。また、方向性につきましては、事業の拡大を図るものが 7 事業、現状維持が 30 事業、縮小が 1 事業でございます。冒頭で申し上げましたが、学識経験者の意見は、小学校の校長や本町の山村留学センター所長などを務められました古田章氏にお願いをいたしました。49 ページ以降に、外部評価意見書として添付しております。以上で、報告第 9 号の説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 9 号を終わります。

~~~~~

#### 日程第 5 議案第 29 号 町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事請負契約の締結について （説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 5、議案第 29 号、町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 29 号について御説明申し上げます。町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。令和 5 年 9 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案するものでございます。契約の内容ですが、契約の目的は、町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事。2 契約の方法は、一般競争入札。3 契約金額は、税込みで 5,626 万 8,902 円。4 契約の相手方は、伊予郡砥部町玉谷 411 番地、末広工業株式会社、代表取締役松永公一です。議案第 29 号、資料をお願いいたします。御覧のとおり、入札の参加資格の審査に 3 社の応募がありましたが、審査申請後、1 社が辞退し、最終的には 2 社が入札に参加しました。8 月 7 日に開札した結果、最も安価

な価格で入札した末広工業株式会社と 8 月 9 日に仮契約を結んでおります。裏面を御覧ください。工事請負仮契約書の写しでございます。工事の概要は、橋げた等の腐食や欠損部分等の補修、橋面の防水工事など老朽化対策工事を行うもので、工期は、令和 6 年 3 月 31 日までです。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 29 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 6 議案第 30 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 6、議案第 30 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは、議案第 30 号について御説明申し上げます。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 9 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、引用箇所を改正するため提案するものでございます。それでは、資料、新旧対照表の方を御覧ください。第 26 条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものとします。こちらは、保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことによるものです。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行します。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 30 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 7 議案第 31 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 31 号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは、議案第 31 号について御説明申し上げます。砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 9 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、放課後児童支援員とみなす研修修了予定者に係る新たな経過措置を規定するため、提案するものでございます。それでは、資料の新旧対照表を御覧ください。附則第 2 項、職員に関する経過措置でございますが、この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定しているものを含む。）」とするとあるのを、第 10 条第 3 項の規定の適用については、当分の間、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童健全育成事業者に放課後児童支援員予定者として採用された日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とするに改めるものです。この改正によりまして、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置、これ自体が無期限化される形となります。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は公布の日から施行します。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 31 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 8 議案第 32 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第8、議案第32号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは、議案第32号について御説明申し上げます。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和5年9月8日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、引用箇所を改正するため提案するものでございます。それでは、資料の新旧対照表を御覧ください。1ページでございます。第6条第2項中、「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「現に利用している法第19条第1号」を「現に利用している同号」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第1号」を「当該特定教育・保育施設の同号」に改め、（第4項において「選考方法」という。）を削り、同条第3項中、「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「現に利用している法第19条第2号」を「現に利用している同条第2号」に改めます。2ページに移ります。「当該特定教育・保育施設の法第19条第2号」を「当該特定教育・保育施設の同条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改めます。続きまして、第7条第2項中になりますが、附則を削ります。3ページに移ります。第8条中では、「及び保育必要量等」を「保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等」に改めます。次は、5ページ、6ページを御覧いただいたと思います。第15条第1項第2号中、「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。これ以降、同様にですね、関係法の整備に伴った文言の整理を行っております。議案書3ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行します。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第32号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9 議案第33号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正につ

いて

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第9、議案第33号、砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。白形生活環境課長。

○生活環境課長（白形大伸） それでは、議案第33号について御説明申し上げます。砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について。砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和5年9月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、家庭系廃棄物を集積場所に排出するとき、大、中、小の3つの区分で排出者から徴収している雑ごみ用指定袋について、新たに極小の区分を加えるため、提案するものでございます。それでは、改正内容について説明させていただきます。別添資料の新旧対照表を御覧ください。まず1ページ右半分になりますが、現行の別表第1、表中の種別のところ、(2) 家庭系廃棄物を集積場所に排出するときの区分でございますが、中段から下段にかけて赤枠で囲んでおります「雑ごみ用指定ごみ袋（大）（中）

（小）」の箇所につきまして、それぞれ名称を、「雑ごみ用指定袋（大）（中）（小）」へそれぞれ名称を改めまして、「雑ごみ用指定袋（小）」の次に、新たに「雑ごみ用指定袋（極小）、1枚につき30円」を加えます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和5年10月1日から施行することとしております。以上、議案第33号についての説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第33号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10 議案第34号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第10、議案第34号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第34号について御説明申し上げます。砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について。砥部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和5年9月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書4ページをお願いいたします。道路法施行令の改正に伴い、道路占用料の料金の規定を改正するため、

提案するものでございます。改正の主な内容でございますが、本町の道路占用料は、道路法施行令に準じて規定しているところでございますが、令和3年度の固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料の変動等を踏まえ、道路法施行令の道路占用料の金額が改定されたため、本町の道路占用料につきましても、議案書1ページから3ページの料金表のとおり、同令に準じた改正を行うものでございます。議案書第34号の資料、新旧対照表をお願いいたします。1ページから6ページまでの別表、砥部町道路占用料金表の表中、占用料の金額の改正を行うものでございます。占用料につきましては、固定資産税評価額が市町村によって大きな差異が生じていることから、道路法施行令により、各地方公共団体の人口、固定資産税評価額の平均を基に5つの級地に区分されており、この区分ごとに占用料の額が定められております。砥部町につきましては、同令の規定に基づき国が第4級地と定めておりますので、第4級地の占用料の額に準じた改正を行うものでございます。議案書にお戻りください。4ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11 議案第35号 令和5年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第36号 令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第37号 令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第38号 令和5年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第39号 令和5年度砥部町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第40号 令和5年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第11、議案第35号、令和5年度砥部町一般会計補正予算第4号から日程第16、議案第40号、令和5年度砥部町水道事業会計補正予算第1号までの6件を一括として議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 私からは、議案第35号の一般会計から議案第38号の介護保険特別会計までの補正予算について、一括して御説明申し上げます。はじめに、一般会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第35号、令和5年度砥部町一般会計補正予算第4号で

すが、第1条では、今回の補正は歳入歳出予算に1億6,942万1,000円を追加し、補正後の総額を92億3,082万4,000円としています。また、第2条では、債務負担行為の追加について定め、第3条では、地方債の追加について定めています。令和5年9月8日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。歳出の主なものについて説明いたします。はじめに、全般的事項として、人事異動等に伴う一般職の給料の減額など、特別職、一般職及び会計年度任用職の人件費について、総額で2,113万9,000円の減額を行っています。それでは、款ごとに御説明申し上げます。1款議会費は、15万1,000円減額します。人件費の減額などです。2款総務費は、3,123万5,000円増額します。松山南高校砥部分校教育寮の建築に係る設計委託料3,264万8,000円の追加などです。3款民生費は、1,358万4,000円増額します。第3期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査の郵送料10万3,000円のほか、主には人件費の増額です。4款衛生費は、1,089万5,000円減額します。保健センター改修工事の設計見直しに伴う工事費438万4,000円の増額のほか、主には人件費の減額です。6款農林水産業費は、708万3,000円増額します。果樹等の産地化を推進するため、農業団体が奨励する優良品種の苗木等の購入に対する補助金413万9,000円の追加、老朽化している麻生地区の農業用水施設の更新に係る設計委託料など関係経費370万円の追加などです。7款商工費は、23万4,000円減額します。観光パンフレットの増刷に係る印刷費400万4,000円の追加、三大都市圏に所在する民間企業の知見を活用し、地域の魅力や価値を向上するための地域活性化企業人負担金280万円の追加などです。8款土木費は、5,672万6,000円増額します。町道の補修工事費2,700万円の追加、五本松地区の使用されていないため池を、災害ごみの一時仮置場に整備するための進入道路整備工事費2,800万円の追加などです。9款消防費は、6,871万4,000円増額します。砥部消防署広田出張所の建て替えに係る用地購入費など関係経費1,518万8,000円の追加、消防団第4分団詰所・車庫の建て替えに係る用地購入費など関係経費5,283万5,000円の追加などです。10款教育費は、335万9,000円増額します。陶街道ゆとり公園のトイレ洋式化に係る工事費など関係経費850万円の追加などです。2ページをお願いします。歳入です。財源として、10款地方交付税を1億1,630万9,000円、14款国庫支出金を13万7,000円、15款県支出金を17万5,000円、21款町債を5,280万円それぞれ増額します。4ページをお願いします。債務負担行為補正です。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料に対する債務負担で、期間は令和6年度、限度額は892万1,000円です。5ページをお願いします。地方債補正です。消防団第4分団詰所・車庫建築事業の財源として、緊急防災・減災事業債を5,280万円追加します。一般会計は以上です。続きまして、国保特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第36号、令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号ですが、第1条では、今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算に88万円追加し、補正後の総額を23億117万6,000円としています。令和5年9月8日提出、砥部町佐川秀紀。3ページをお願いします。事業勘定の歳出です。7款諸支出金を88万円増額します。遡及資格喪失者に対する納付済み国保税の還付金88万円の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、6款繰越金を88万円増額します。国保特別会計は以上です。続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ペ

ーじをお願いします。議案第 37 号、令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号ですが、第 1 条では、今回の補正は歳入歳出予算に 9 万 6,000 円追加し、補正後の総額を 3 億 2,726 万 7,000 円としています。令和 5 年 9 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出です。3 款諸支出金を 9 万 6,000 円増額します。被保険者の死亡等に伴い、納め過ぎとなっている保険料の還付金 9 万 6,000 円の追加です。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、5 款諸収入を 9 万 6,000 円増額します。後期高齢者医療特別会計は以上です。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 38 号、令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号ですが、第 1 条では、保険事業勘定の歳入歳出予算に 3,153 万 3,000 円追加し、補正後の総額を 23 億 8,108 万 1,000 円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算に 16 万円追加し、補正後の総額を 4,280 万 9,000 円としています。令和 5 年 9 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。7 款諸支出金を 3,153 万 3,000 円増額します。実績等に伴う前年度交付金等の返還金 3,153 万 3,000 円の追加です。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、8 款繰越金を 3,153 万 3,000 円増額します。5 ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳出です。2 款サービス事業費を 16 万円増額します。人件費の増額です。4 ページをお願いします。歳入です。財源として、2 款繰入金を 16 万円増額します。以上で、私からの説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、続きまして議案第 39 号、第 40 号を一括で御説明申し上げます。まずはじめに、議案第 39 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。お手元に、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 39 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号。第 1 条、令和 5 年度砥部町下水道事業会計の補正予算第 2 号は次に定めるところによる。第 2 条、令和 5 年度砥部町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用で、人件費の減額により補正予定額を 120 万 2,000 円減額し、4 億 5,258 万 5,000 円とし、支出合計を 4 億 5,583 万 8,000 円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第 1 款下水道資本的支出、第 1 項建設改良費で、人件費の減額により補正予定額を 234 万 2,000 円減額し、2 億 8,490 万 4,000 円とし、支出合計を 4 億 5,020 万円とするものでございます。第 4 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 354 万 4,000 円減額し、6,423 万 7,000 円とするものでございます。令和 5 年 9 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。議案第 39 号の説明を終わります。続きまして、議案第 40 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。お手元に、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 40 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号。第 1 条、令和 5 年度砥部町水道事業会計の補正予算第 1 号は次に定めるところ

による。第2条、令和5年度砥部町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号で、主要な建設改良事業で、送配水管布設替工事におきまして、資材価格の高騰により730万円を補正し、合計額を6,490万円とするものでございます。第3条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款水道事業費用、第1項営業費用を人件費の減額により補正予定額を246万7,000円減額し、3億1,335万5,000円とし、支出合計を3億4,368万4,000円とするものでございます。第4条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款水道資本的支出、第1項建設改良費で、人件費を120万2,000円増額、工事請負費を730万円増額により補正予定額を850万2,000円増額し、2億1,053万7,000円とし、支出合計を3億6,759万8,000円とするものでございます。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を126万5,000円減額し、3,714万円とするものでございます。令和5年9月8日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第35号から議案第40号までの説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） お諮りいたします。議案第35号から議案第40号までの6件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第40号までの6件については、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9月15日の本会議でお願いをいたします。

~~~~~

日程第17	議案第41号	令和4年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第18	認定第1号	令和4年度砥部町一般会計決算認定について
日程第19	認定第2号	令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第20	認定第3号	令和4年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第21	認定第4号	令和4年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
日程第22	認定第5号	令和4年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
日程第23	認定第6号	令和4年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
日程第24	認定第7号	令和4年度砥部町下水道事業会計決算認定について
日程第25	認定第8号	令和4年度砥部町水道事業会計決算認定について
(説明、質疑、決算特別委員会付託)		

○議長（三谷喜好） 日程第17、議案第41号、令和4年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第18、認定第1号、令和4年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第25、認定第8号、令和4年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの8

件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、私の方からは、議案第 41 号について御説明させていただきます。議案第 41 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。令和 4 年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。令和 5 年 9 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、令和 4 年度の未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れたいため、提案するものでございます。まずはじめに、お手元の令和 4 年度砥部町公営企業会計決算書をお願いします。こちらの水色のものですが、この決算書の 36 ページの下表が、令和 4 年度砥部町水道事業剰余金処分計算書案でございます。この内容を、議案書に掲載しているものでございます。議案書の方にお戻りください。1 といたしまして、当年度未処分利益剰余金 1 億 7,083 万 9,448 円のうち、2 の（1）その他未処分利益剰余金変動額 7,450 万 7,569 円を自己資本金として処分し、3 の翌年度繰越利益剰余金を 9,633 万 1,879 円とするものでございます。1 の当年度未処分利益剰余金は、令和 4 年度の純利益 203 万 390 円に前年度繰越利益剰余金 1 億 6,880 万 9,058 円を加えた 1 億 7,083 万 9,448 円で、このうち 7,450 万 7,569 円を自己資本金として処分するもので、この処分額については、平成 26 年度の地方公営企業会計制度の見直しにより、過去の減価償却に見合う補助金等分が、移行処理後に利益剰余金として処理されたもので、これは、既に減価償却が終わった部分に係る補助金等で、現金の裏付けのない使用済みの未処分利益剰余金として残っているものでございます。この使用済みの未処分利益剰余金 7,450 万 7,569 円を、自己資本金へ組み入れる形で処分をし、3 の翌年度繰越利益剰余金を 9,633 万 1,879 円とするものでございます。以上で、議案 41 号の説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 田邊会計管理者。

○会計管理者（田邊敏之） それでは、私から認定第 1 号から認定第 8 号までの令和 4 年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算認定について御説明をさせていただきます。決算認定は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。今回の決算認定につきましては、本年も決算特別委員会を設置して、御審議していただけると伺っておりますので、先に配付させていただいております、こちらの議案概要の方で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、議案概要の 4 ページ下段から御覧ください。認定第 1 号、令和 4 年度砥部町一般会計の決算認定について御説明いたします。歳入 100 億 1,484 万 2,000 円、歳出 90 億 5,483 万 3,000 円、差引きが 9 億 6,000 万 飛びの 9,000 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額及び事故繰越額が 1 億 612 万 9,000 円でございます。これにより、実質収支額は 8 億 5,388 万円となります。続きまして、認定第 2 号、令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計の決算認定について御説明いたします。まず、事業勘定でございますが、歳入 25 億 5,911 万 5,000 円、歳出 22 億 6,652 万 8,000 円、差引き、実質収支ともに 2 億 9,258 万 7,000 円となっております。次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入 5,196 万 5,000 円、歳出 5,188 万 6,000 円、差引き、実質収支ともに

7万9,000円となっております。5ページを御覧ください。認定第3号、令和4年度砥部町後期高齢者医療特別会計の決算認定について御説明いたします。歳入3億1,107万5,000円、歳出3億225万6,000円、差引き、実質収支とも881万9,000円でございます。続きまして、認定第4号、令和4年度砥部町介護保険事業特別会計の決算認定について御説明いたします。まず、保険事業勘定でございますが、歳入22億5,618万9,000円、歳出21億6,621万9,000円、差引き、実質収支とも8,997万円となっております。次に、介護サービス事業勘定でございますが、歳入4,130万8,000円、歳出4,130万8,000円、差引き、実質収支とも0円でございます。続きまして、認定第5号、令和4年度砥部町とべの館特別会計の決算認定について御説明いたします。歳入6,285万6,000円、歳出4,104万5,000円、差引き、実質収支とも2,181万1,000円となっております。次に、認定第6号、令和4年度砥部町とべ温泉特別会計の決算認定について御説明いたします。歳入5,339万3,000円、歳出4,934万6,000円、差引き、実質収支とも404万7,000円でございます。続きまして、認定第7号、令和4年度砥部町下水道事業会計の決算認定について御説明いたします。収益的収入4億5,704万1,000円、収益的支出4億4,410万7,000円、資本的収入3億1,239万円、資本的支出4億3,702万2,000円となっております。最後に、認定第8号、令和4年度砥部町水道事業会計の決算認定について御説明いたします。収益的収入3億7,645万3,000円、収益的支出3億2,623万9,000円、資本的収入5億4,891万1,000円、資本的支出7億3,952万4,000円となっております。以上で、令和4年度各会計の決算認定の説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） ここで、監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二） 決算審査の御報告を申し上げます。町長から審査に付されました、令和4年度の砥部町一般会計、各特別会計、下水道事業会計及び水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、面岡監査委員とともに、去る7月24日、26日、28日の3日間、審査を実施いたしました。審査に当たっては、各担当課、事務局より、予算執行の状況や事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算と関係帳簿や証拠書類の照合、確認などを行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であり、予算の執行、財産の管理につきましても、おおむね適正になされていると認められました。また、全般的事項といたしまして、新型コロナウイルスの感染拡大の波が繰り返される中、本町においては、各種の新型コロナウイルス対策事業として、地域の実情に沿った、きめ細やかな行政サービスを提供してきたことが認められました。そのような中でも、効率的な行財政運営に努められ、一般会計の実質収支額は、前年対比2億9,000万減となる8億5,000万円の黒字となっております。良好な状況で、各事業年度に引き継ぐことができたと思われました。また、近年減少傾向が続いていた基金残高については、前年度より1億4,700万増加し、一定の目標水準を確保できており、町債の残高についても、前年度より2億3,500万減少し、近年の大型事業に一区切りついたことが反映される形となりました。しかしながら、大型事業に係る借入れ分については、据置期間が終了し、順次償還が

始まることから、公債費が今後増加する見込みで、非常に難しい財政運営になると思われるため、徹底した議論を尽くしていただきたいと思います。自主財源の要である町税収入は、固定資産税で増収となったものの、個人町民税、法人町民税の大幅な落ち込み等により、前年度より 900 万減少しており、先行きの不透明感が続いております。徴収率については、高い水準を維持しており、滞納整理機構による効果はもちろんのこと、担当職員の不断の努力のたまものと評価するところであります。引き続き、費用対効果も考慮しながら、公正公平な課税と徴収に努めていただきたいと思います。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字を確保しているものの、厳しい運営状況が伺えます。国保診療所においては、広田地域唯一の医療機関として、地元から寄せられる期待と要望は決して小さくないものの、受診者の数は減少の一途をたどっており、将来にわたる地域医療の確保に向け、バランスのとれた運営方法について、検討・議論の開始が待たれるところであります。また、かねてより懸案となっております、とべ温泉については、これまでの意見も踏まえ、一定の方向性が見いだされたことに深く敬意を表するところであり、ここで得られた知見が、将来的な施設見直しや事務事業の再構築に生かされることを願っております。今後とも、それぞれの部署において、チェック体制が十分に機能するよう配意いただき、適正な制度運営に努められることを期待しております。次に、下水道事業会計については、適正な入札執行などにより経費の節減に努められており、おおむね良好な経営状況であると見受けられました。公営企業を取り巻く環境は、今後ますます厳しくなることが予想されておりますので、コスト意識を持った効率的な執行と徹底した経費削減、そして、接続率の向上に不断の努力を払われることを望むところです。また、水道事業会計についても堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられました。安定した水源の確保と安心安全な飲料水の供給に向けて、料金改定による影響も十分注視しながら、引き続き、老朽管の更新や施設の耐震化など、適正な事業の推進に努めていただくことを期待しております。最後に、砥部町奨学資金基金の運用状況につきましては、適正かつ効率的に運用されていることが認められました。今後とも、設置目的に沿った適正な運用に努めていただきたいと思います。少子高齢化や価値観の多様化による住民ニーズの多様化、高度化に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する原油価格や物価高騰対策、いづどこで発生するか分からない災害への備えなど、喫緊の課題について、果敢に対処することは当然であります。自主財源である町税と依存財源である地方交付税、町債とのバランスには、世代間の受益と負担の観点からも十分な配慮が必要です。今後とも、開かれた町政と協働のまちづくりを念頭に、住民の納得性の向上を図るとともに、効率的な行政運営及び計画的な財政運営の推進に一層取り組まれることを強く期待いたします。その他、詳細につきましては、審査意見書にて御了承いただきたいと存じます。以上で、決算審査の報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 説明と報告が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 41 号及び認定第 1 号から認定第 8 号までの決算認定 8 件について

ては、監査委員を除く 14 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号及び認定第 1 号から認定第 8 号までの決算認定 8 件については、14 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元の配布の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元の配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（三谷喜好） 再開をいたします。決算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたので報告いたします。決算特別委員会委員長に柿本正議員が、副委員長に日野恵司議員が互選されました。御協力の程、よろしくお願いいたします。決算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、12 月の定例会本会議で願をいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。これにて散会いたします。

午前 10 時 51 分 散会

令和 5 年第 3 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月15日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和5年9月15日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美	2 番 日野恵司	3 番 木下敬二郎	
	4 番 原田公夫	5 番 柿本 正	6 番 東 勝一	
	7 番 佐々木公博	8 番 小西昌博	9 番 佐々木隆雄	
	10 番 松崎浩司	11 番 大平弘子	12 番 西岡利昌	
	13 番 山口元之	15 番 平岡文男	16 番 三谷喜好	
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀	副町長 岡田洋志		
	総務課長 門田敬三	企画政策課長 小中 学		
	商工観光課長 森本克也	戸籍税務課長 古川雅志		
	保険健康課長 岩田恵子	介護福祉課長 堀潤一郎		
	子育て支援課長 田中弘樹	建設課長 門田 作		
	農林課長 池田晃一	生活環境課長 白形大伸		
	上下水道課長 松田博之	会計管理者 田邊敏之		
	広田支所長 町田忠彦	学校教育課長 伊達定真		
	社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	5人			

令和5年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第29号 町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第30号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第35号 令和5年度砥部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第36号 令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第37号 令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第38号 令和5年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第39号 令和5年度砥部町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第40号 令和5年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第14 議員派遣

・閉 会

令和 5 年第 3 回砥部町議会定例会

令和 5 年 9 月 15 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。大江教育長から欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第 1 議案第 29 号 町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事請負契約の締結について  
（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 1、議案第 29 号、町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第 29 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 29 号については、議会の議決に付すべき契約等に関する条例により、予定価格 5,000 万以上の工事請負契約を締結するもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 29 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 30 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 2、議案第 30 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。

平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第30号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第30号につきましては、こども家庭庁の設置に伴い、運営基準が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。審査におきまして、委員からは、現在計画を進めている施設再編、民間導入等により、本町でも該当施設は出てくるのかとの質問がございました。それに対しまして、令和6年度開園予定の民間施設は規模が大きく、今のところ予定している施設はないとの説明がございました。以上のような審査を行い、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第31号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第3、議案第31号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第31号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第31号につきましては、放課後児童支援員とみなす研修修了予定者に新たな経過措置を規定するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員から、経過措置の適用を受ける職員はいるのかとの質問がございました。在職している指導員のうち有資格者は23人で、9クラブそれぞれに複数人配置できているため、適用は考えていないとの説明がございました。以上のような審査を行い、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 32 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 4、議案第 32 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 32 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 32 号につきましては、関係事業並びに運営基準の改正及び第 13 次一括法の公布に伴い、所要の改正を行うもので、特に委員からの質問はございませんでした。以上のような審査を行い、議案第 32 号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここに報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第33号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第5、議案第33号、砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第33号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第33号については、家庭ごみを排出する際に使用する雑ごみ用指定袋を新たに極小の区分を設けるために、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、可燃ごみ用の極小は設けないかとの質問に対し、特に要望は上がっておらず、作成は考えていないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第34号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第6、議案第34号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第34号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第34号については、道路施行令の改正に伴い、同令に準じて規定している、本町の道路占用料の額を改定するため、所要の改定を行うものです。審査において、委員からは、占用料は軒並み値上がりとなるが屋外広告物はとの質問に対し、本条例で規定する広告塔や看板に占用案件はなく、屋外広告物は別の条例で手数料を定めているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長

報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 35 号 令和 5 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 8 議案第 36 号 令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第 37 号 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 38 号 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 39 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 40 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 35 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号から日程第 12、議案第 40 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号までの 6 件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました補正予算 3 件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。はじめに、議案第 35 号は、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費では、地域農業を次の世代に引き継ぎ、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めるため、意向調査に関わる郵送料 17 万 4,000 円を追加しています。商工費では、砥部分校開設予定のサテライトオフィスに、三大都市圏の企業人材を一定期間受け入れ、地域の魅力や価値向上を図るための負担金 280 万円を追加しています。消防費では、施設老朽化により消防団活動に支障が生じている第 4 分団の詰所・車庫を更新するため、建て替え用地の購入費用と建築設計委託料 5,283 万 5,000 円を追加しています。審査において、委員から、農地の集積・集約化に必要な担い手の確保はどうするのかとの質問に対し、計画段階では受け手が直ちに見つからない場合も、検討は続けていくこととしており、随時調整しながら目標地図の完成度を高めてまいりたいとの説明でありました。また、地域活性化企業人について、委員から、負担金は人件費に充てるものかとの質問に対し、お見込みのとおりであり、

企業人材の受入れに要する経費として、年間 560 万円を上限に交付税措置が受けられる制度となっており、10 月から下半期を補正し計上しているとの説明がありました。さらに、第 4 分団詰所の更新について、委員から、詰所を使用する第 4 分団や女性消防団団員にも意見聴取をお願いしたいとの要望があり、団員からもヒアリング等を行い、より良い施設となるよう努めたいとの回答がありました。次に、議案第 39 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号は、公共下水道事業では、収益的支出を 692 万 4,000 円追加、資本的支出を 23 万 4,000 円を減額しています。浄化槽事業では、収益的支出を 812 万 6,000 円減額しています。支出の主なものは、職員の人事異動に伴う人件費補正で、特に委員から質問はありませんでした。次に、議案第 40 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号は、収益的支出を 246 万 7,000 円減額、資本的支出を 850 万 2,000 円追加しています。支出の主なものは、資材単価の高騰で、工事費用に不足が見込まれるため、宮内地区配水管布設替工事請負費 730 万円の追加、職員の人事異動に伴う人件費補正で、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第 35 号、第 39 号並びに 40 号の 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算 4 件につきまして、審査の内容と結果を御報告申し上げます。はじめに、議案第 35 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費では、第 2 期子ども・子育て支援事業計画が来年度終了することから、次期計画の策定に伴うニーズ調査の実施に係る郵送料 10 万 3,000 円を追加しております。教育費では、陶街道ゆとり公園内の屋外・屋内トイレを洋式化するため、関係経費 850 万円を追加しております。審査において、委員から、子ども・子育て支援事業計画に関わるニーズ調査の対象及び規模はどの質問が出ました。就学前の児童の保護者及び小学生の保護者全てが対象でございます。町内の学校等に通っていない児童につきましても、郵送で行うとの説明がございました。また、ゆとり公園のトイレ改修に関連して、委員から、町内の公共施設に汲取式トイレは存在するかとの質問がございました。これに対しまして、和式から洋式への改修を順次進めており、汲取式はないと思われるとの説明がございました。さらに委員から、ゆとり公園グランドゴルフ場からトイレまでには距離があり、利用者の中には足の悪い高齢者もいるので、今後、設置を検討したいとの要望がございました。次に、議案第 36 号、令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、事業勘定に 88 万円追加しています。支出の主なものは、遡及資格喪失が判明した納付者の納付済みの過年度国保税返還金 88 万円を追加するものです。審査において、委員から、マイナンバーを用いた情報連携による重複確認について質問があり、社会保険への切り替え後、国保の資格喪失手続をしていなかったことによる、過払金の還付であるとの説明がございました。次に、議案第 37 号、令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、9 万 6,000 円追加しております。支出の主なものは、年金天引き後の死亡判明などが、納め過ぎとなっている過年度保険料返還金 9 万 6,000 円を追

加するもので、審査において、委員から、対象となる件数はとの質問に対しまして、令和3年度分4名、4年度分19人となっており、当初予算からの不足分については、補正計上しているとの説明がございました。次に、議案第38号、令和5年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、保険事業勘定に3,153万3,000円、介護サービス事業勘定に16万円それぞれ追加しております。支出の主なものは、前年度交付金等の超過交付に係る返還金3,153万3,000円の追加、職員の人事異動に伴う人件費補正で、特に委員からは質問がありませんでございました。よって、議案第35号から38号までの4議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第35号、令和5年度砥部町一般会計補正予算第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号、令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてを討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号、令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号については討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 38 号、令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号についてを討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 38 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 39 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 39 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 40 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 40 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（三谷喜好） 日程第 13、特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

お諮りいたします。議員報酬に関する事項について、15 人の委員で構成する議員報酬検討特別委員会を設置し、これに付託し調査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の設置について、ただいま申し上げましたとおり設置することに決定をいたします。

お諮りいたします。ただいま設置しました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元配布の名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員について、お手元配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩です。休憩を利用して議員報酬検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前9時59分 休憩

午前9時59分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。議員報酬検討特別委員会正副委員長の互選結果を議長の手元にまいりましたので、御報告申し上げます。議員報酬検討特別委員会委員長には平岡文男議員、副委員長には小西昌博議員が互選されましたので、今後御協力の程、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

#### 日程第14 議員派遣

○議長（三谷喜好） 日程第14、議員派遣を議題とします。

お諮りいたします。10月13日、J Rホテルクレメント徳島で開催されます第61回四国地区町村議会議長会研修会に全議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。団体からの要請等により議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定をいたしました。

お諮りいたします。委員長より閉会中の継続審査に申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管

事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。以上で、本日の議事全てが終了いたしました。会議を閉じます。町長挨拶。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、9日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、継続審議となりました決算認定を除き、議案を御議決いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。これから、令和6年度予算の編成時期を迎えますが、健全財政を堅持しつつ、少子化対策や地域活性化に取り組み、持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、議員の皆様の一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。今年の夏も猛暑となり、9月に入りましても残暑厳しい日が続くとともに、海面水温の上昇により頻発する台風の影響も心配されますが、開会の御挨拶でも申し上げましたとおり、住民の安全・安心には万全を期してまいります。朝夕には、ようやく暑さも和らいできたように感じているところ、議員の皆様におかれましても、御自愛いただき、町政の進展に、より一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 以上をもって、令和5年第3回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時03分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長      三    谷    喜    好

議員      柿    本            正

議員      東            勝    一

# 資 料

# 決算特別委員会 委員名簿

令和5年9月8日

|    | 役 職     | 氏 名       |
|----|---------|-----------|
| 1  | 委 員 長   | 柿 本 正     |
| 2  | 副 委 員 長 | 日 野 恵 司   |
| 3  | 委 員     | 高 橋 久 美   |
| 4  | 委 員     | 木 下 敬 二 郎 |
| 5  | 委 員     | 原 田 公 夫   |
| 6  | 委 員     | 東 勝 一     |
| 7  | 委 員     | 佐 々 木 公 博 |
| 8  | 委 員     | 小 西 昌 博   |
| 9  | 委 員     | 佐 々 木 隆 雄 |
| 10 | 委 員     | 松 崎 浩 司   |
| 11 | 委 員     | 大 平 弘 子   |
| 12 | 委 員     | 山 口 元 之   |
| 13 | 委 員     | 平 岡 文 男   |
| 14 | 委 員     | 三 谷 喜 好   |

# 議員報酬検討特別委員会 委員名簿

令和5年9月15日

|    | 役 職     | 氏 名       |
|----|---------|-----------|
| 1  | 委 員 長   | 平 岡 文 男   |
| 2  | 副 委 員 長 | 小 西 昌 博   |
| 3  | 委 員     | 高 橋 久 美   |
| 4  | 委 員     | 日 野 恵 司   |
| 5  | 委 員     | 木 下 敬 二 郎 |
| 6  | 委 員     | 原 田 公 夫   |
| 7  | 委 員     | 柿 本 正     |
| 8  | 委 員     | 東 勝 一     |
| 9  | 委 員     | 佐 々 木 公 博 |
| 10 | 委 員     | 佐 々 木 隆 雄 |
| 11 | 委 員     | 松 崎 浩 司   |
| 12 | 委 員     | 大 平 弘 子   |
| 13 | 委 員     | 西 岡 利 昌   |
| 14 | 委 員     | 山 口 元 之   |
| 15 | 委 員     | 三 谷 喜 好   |